

岡山県税制懇話会資料

(第1回会議 令和5年6月5日開催)

	ページ番号
資料1 おかやま森づくり県民税の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料2 おかやま森づくり県民税の導入時の考え方及び これまでの見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資料3 税収等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
資料4 岡山県の森林・林業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	8
資料5 おかやま森づくり県民税事業の主な実績と成果・・・・・・・・	20
資料6 森林環境税及び森林環境譲与税について・・・・・・・・	29
資料7 おかやま森づくり県民税の必要性について・・・・・・・・	34
資料8 おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の 使途の整理について・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(参考資料1) 岡山県税制懇話会設置要綱・・・・・・・・	41
(参考資料2) 岡山県税制懇話会委員名簿・・・・・・・・	42
(参考資料3) 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例・・・	43
(参考資料4) 岡山県おかやま森づくり県民基金条例・・・・・・・・	45
(参考資料5) おかやま森づくり県民基金の概要・・・・・・・・	47
(参考資料6) 森林保全に関する税制の状況・・・・・・・・	48
(参考資料7) 他県の超過課税の動向・・・・・・・・	50
(参考資料8) おかやま森づくり県民税事業の実績 (令和元～4年度)・・・・・・・・	51
(参考資料9) おかやま森づくり県民税事業 (令和5年度)計画・・・・・・・・	54

おかやま森づくり県民税の仕組み

1 課税方式

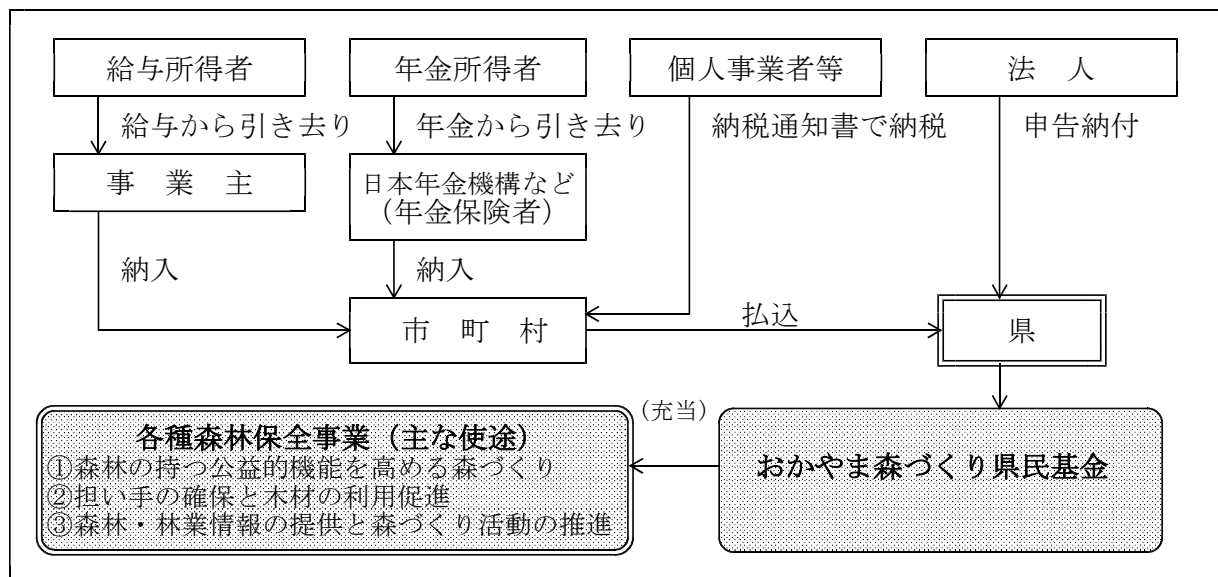
県民税均等割の超過課税（地方税法で定める標準税率に上乗せして課税）

2 納税義務者（県民税均等割と同じ）

県内に住所等を有する個人（一定以上の所得がある人に限る）

県内に事務所・事業所等を有する法人（全て）

3 仕組み



4 税率

個人：500円／年

（現行の個人県民税均等割額1,500円／年 + 森づくり県民税額500円／年）

法人：1,000円／年～40,000円／年（均等割額の5%相当額）

（法人の資本金別の税額）

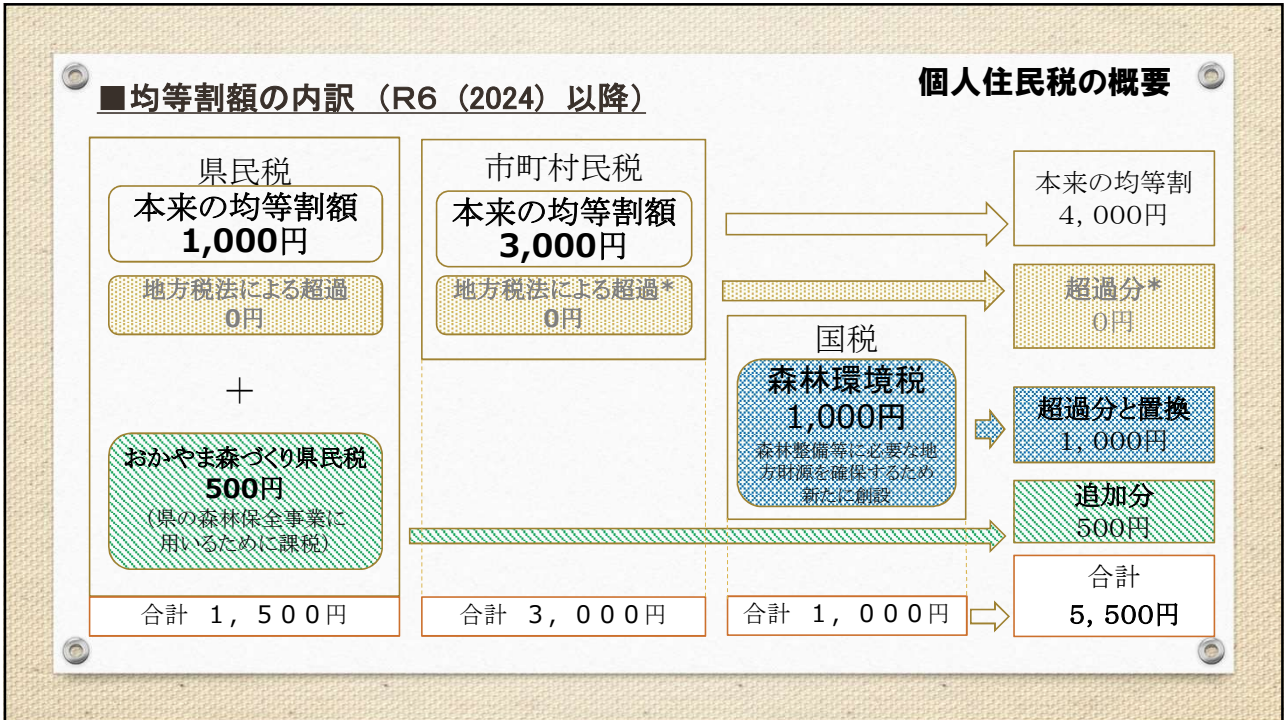
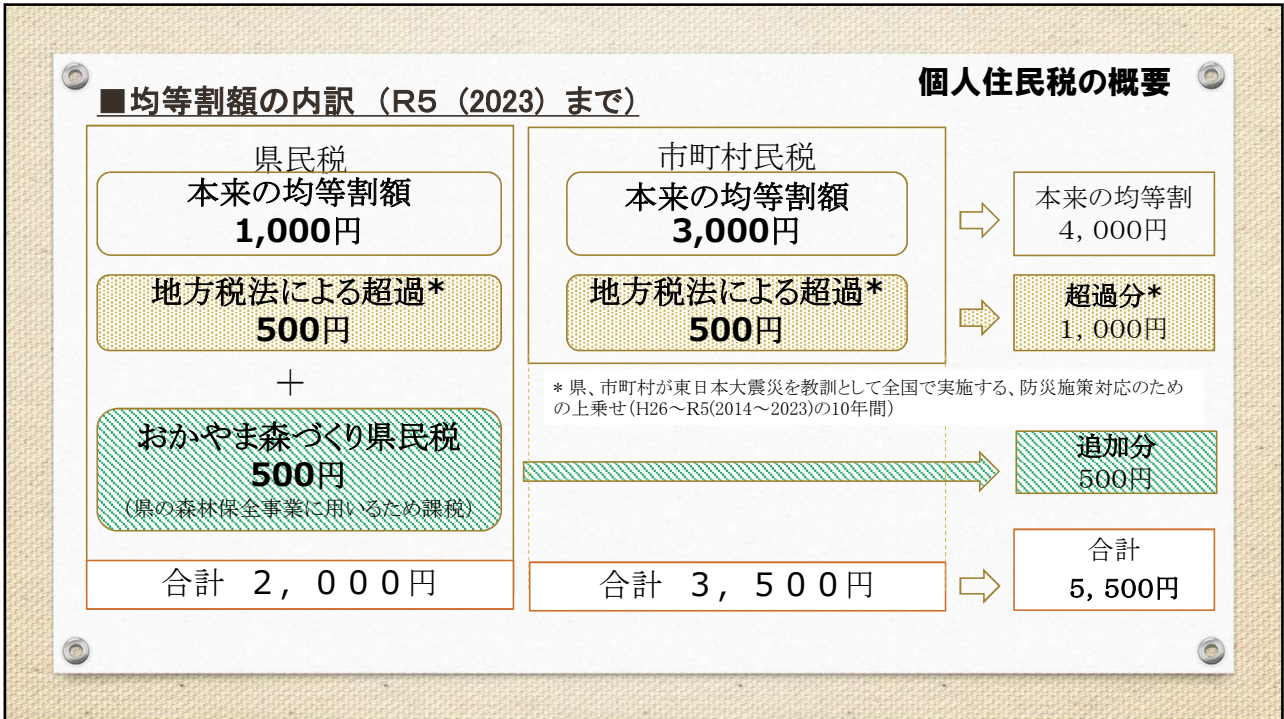
資本金の金額の区分	均等割額(年額)	森づくり県民税額(年額)
1千万円以下	20,000円	1,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

5 税収 約590百万円（令和3年度決算額）

6 課税期間（5年間）

個人：令和元年度分～令和5年度分まで

法人：平成31年4月1日～令和6年3月31日までに開始する事業年度分まで



おかやま森づくり県民税の導入時の考え方及び これまでの見直しについて (岡山県税制懇話会の報告書より)

おかやま森づくり県民税導入時の考え方（平成15年報告書より）

1 導入理由

県土の約70%を占める森林は、水源のかん養など県民の暮らしに欠くことができない公益的な機能を有している。

しかしながら、本県の森林を守り育ててきた林業は、木材価格の長期低迷などにより経済的に成り立ちにくい状況になっており、人工林の手入れが行き届かず、森林の公益的機能の低下が危惧されている。

また、人々の意識が、心の豊かさを重視する方向へと変化している中、森林の公益的機能の発揮に対する県民の期待が一層高まるなど、森林の果たす役割が改めて見直されている。

こうした中、森林をより良い姿で未来に引き継ぐために、森林の恩恵を受けているすべての県民に理解と協力を求め、本県の森林を県民全体で支えていくためのシステムの構築が必要であり、本税制度を導入したものである。

2 用途

森林の持つ様々な公益的な機能に着目し、森林の機能を持続的に発揮させるためには、幅広い角度から総合的な施策を講じていくことが必要であり、次の3点から取り組むべきである。

- (1) 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
- (2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進
- (3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

3 課税方式

当初、森林の持つ水源かん養機能に着目し、本県の河川流域と県域とがほぼ一致しており、その機能と県民が受ける受益との関係がより明らかである自然条件から、水の使用量に応じた税負担を求める課税方式を検討したが、森林の恩恵を受ける県民全体に広く薄く負担を求める課税方式として、県民税均等割超過課税方式（普通税）とすることが最も妥当である。

4 税率

全体の税収規模、当初案の水準、アンケート結果、法人の社会的役割、県民税均等割の仕組み、現在の森林の状況等を考慮して検討した結果、個人の超過額を500円、法人の超過税率を均等割額の5%とするのが妥当である。

5 課税期間

概ね5年間とし、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討するのが妥当である。

1 おかやま森づくり県民税の導入効果

森づくり県民税は平成16（2004）年度に導入され、次の3つの柱に従って、森林の保全に関する施策を推進してきたところであり、これまでの14年間（平成16（2004）年度から平成29（2017）年度まで）の実績と主な成果について取りまとめた。

（1）水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- ① 間伐が遅れた森林を解消（年間約2,000ha実施（H16（2004）～H29（2017））（全体の間伐面積に占める割合：31.7%））
- ② 少花粉苗木供給体制の構築、少花粉スギモデル林の設置（9箇所）
- ③ 松くい虫被害を低減、ナラ枯れ被害の急激な拡大を抑制
- ④ 市町村からの提案による森づくりを支援し、地域の課題等に貢献

（2）森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

- ① 林業就業者数は横這いで推移しているが、若い担い手（39歳以下）の割合は増加（H15（2003）：18% → H28（2016）：35%）
- ② 公共施設等の県産材利用を支援（849施設）
- ③ 県産ヒノキ製材品の新たな販路を開拓（韓国・中国等への輸出量・輸出額 H27（2015）：3,088 m³ 111百万円 → H29（2017）：4,788 m³ 302百万円）

（3）森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- ① 小学校副読本の配付（99,000部）
- ② 自主的な森づくりに取り組む企業等の増加（H20（2008）：9社 → H28（2016）：22社）
- ③ 県民税を活用した施策のアンケート結果（「大いに賛成」、「どちらかといえば賛成」が全体の約9割）

2 おかやま森づくり県民税の必要性と用途事業の方向性

引き続き、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、森林保全に関する施策が今後とも必要であり、森づくり県民税を平成31（2019）年度以降も貴重な財源として存続させることが望ましい。

なお、用途の方向性については、従前の3つの柱に従いながら、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルの循環のため、各種の森林保全事業を実施していくこととする。

3 森林環境譲与税（仮称）と新たな森林管理システムについて

（1）新たな森林管理システム（森林経営管理法）

- ① 「平成30年度与党税制改正大綱」では、森林関連法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を平成31（2019）年度税制改正において創設し、市町村は新たな森林管理システムにおいて森林整備等に必要な財源に森林環境譲与税（仮称）を充当することとされている。
- ② こうした中、森林関連法令の見直しについては、平成30（2018）年5月に国会において新たな森林管理システムを定めた森林経営管理法が可決・成立し、来年4月から施行されることとなった。新た

な森林管理システムでは、森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する、又は、市町村が経営管理をすることとされている。

(2) 使途の整理

- ① 森林環境税（仮称）は平成 36（2024）年度から課税されるため、次の 5 年間（平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度まで）は森づくり県民税との負担の重複はない。なお、平成 31（2019）年度から先行して森林環境譲与税（仮称）が譲与されることから、森づくり県民税との使途の重複が懸念される。
- ② 今後、市町村においては、この森林環境譲与税（仮称）を活用した新たな森林管理システムの体制整備に相当時間を要することや、県において、森林環境譲与税（仮称）を活用する市町村と十分な協議・説明が行われたことから、次の 5 年間は、基本的には森づくり県民税との重複は避けられると考えられる。

4 税制度のあり方

(1) 課税方式 現行：県民税均等割（普通税）の超過課税

- ① 県民税均等割超過課税方式は、県内の個人、法人に薄く広く負担を求める点で目的に沿っている。
- ② また、導入以来、適切に賦課徴収が行われ、納付、納入についての問題も生じておらず、本県の課税制度として定着している。
- ③ 全国的にもほとんどの府県において本県と同じ課税方式が採用されていること等を踏まえれば、現在の課税方式が適当であるといえる。

(2) 税率 現行：個人 500円／年、法人 均等割額の 5%相当額

- ① 現在の税率を維持すれば、これまでと同程度の事業の実施が可能であり、また、今後新規拡充する事業の財源についても、今の税収の中で賄うことが可能と考えられる。
- ② 本県の税率が全国的にみても標準的なものであって、今以上の負担を求める必要は特になく、現在の税率が適当である。
- ③ なお、平成 31（2019）年度に森林環境譲与税（仮称）が創設されるが、森づくり県民税を財源とする事業には譲与税を充当しないこととされており、現時点では、森づくり県民税の税率を維持することが適当であるといえる。

(3) 課税期間 現行：5 年間

- ① 制度自体は定着していることから、課税期間を変更する必要はなく、5 年間（平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度まで）とすることが適当である。
- ② なお、森林環境税（仮称）が創設される平成 36（2024）年度以降の森づくり県民税のあり方については、今回の課税期間が終了する平成 35（2023）年度までに、各種事業の実施状況や譲与税の使途の状況、他府県の独自課税の動向等を踏まえた検討を行うことが適当であるといえる。

□参考□

導入までの経緯

- 平成13年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置し、課税自主権の活用による法定外目的税として産業廃棄物処理税及び水源かん養税の創設について検討を開始
- 平成14年 3月：税制懇話会から知事に報告
水源かん養税については水の使用量に応じて税負担を求め
る課税方式（法定外目的税）を提示
- 平成15年 6月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明し、
7月から税制懇話会において再検討を開始
- 平成15年10月：税制懇話会から知事に報告
森林保全を目的とする税制案として県民税均等割の超過課
税方式を提示
- 平成15年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立
- 平成16年 4月：同条例を施行（おかやま森づくり県民税としてスタート）
（鳥取県、島根県、山口県は平成17年度、広島県は19年度に導入）

条例施行5年後の検討（1回目の見直し）の経緯

- 平成20年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成20年 5月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を
～11月 検証
- 平成20年11月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告
- 平成20年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提
案、可決成立
- 平成21年 4月：改正条例を施行

条例施行10年後の検討（2回目の見直し）の経緯

- 平成24年 4月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成25年 6月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を
～10月 検証
- 平成25年10月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告
- 平成25年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提
案、可決成立
- 平成26年 4月：改正条例を施行
（中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長）

条例施行15年後の検討（3回目の見直し）の経緯

- 平成29年 4月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成30年 5月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を
～10月 検証
- 平成30年10月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告
- 平成30年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提
案、可決成立
- 平成31年 4月：改正条例を施行
（中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長）

税収等の状況

1 税収の動向(決算額)

(単位:千円)

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
税収	個人	454,735	451,686	457,321	461,686	464,426	470,379	473,094	471,270	468,630	470,554
	法人	114,016	114,570	118,230	117,988	117,797	118,343	115,757	118,893	120,202	121,522
	計	568,751	566,256	575,551	579,674	582,223	588,722	588,851	590,163	588,832	592,076

※令和4年度は決算見込額、令和5年度は当初予算額である。

2 基金積立額等の推移(決算額)

税収は「おかやま森づくり県民基金」に積み立てた上で、事業に充当している。

(単位:千円)

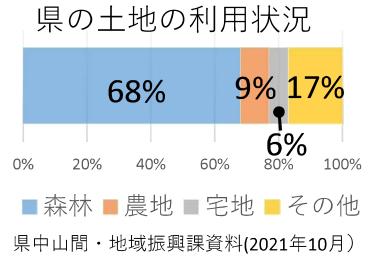
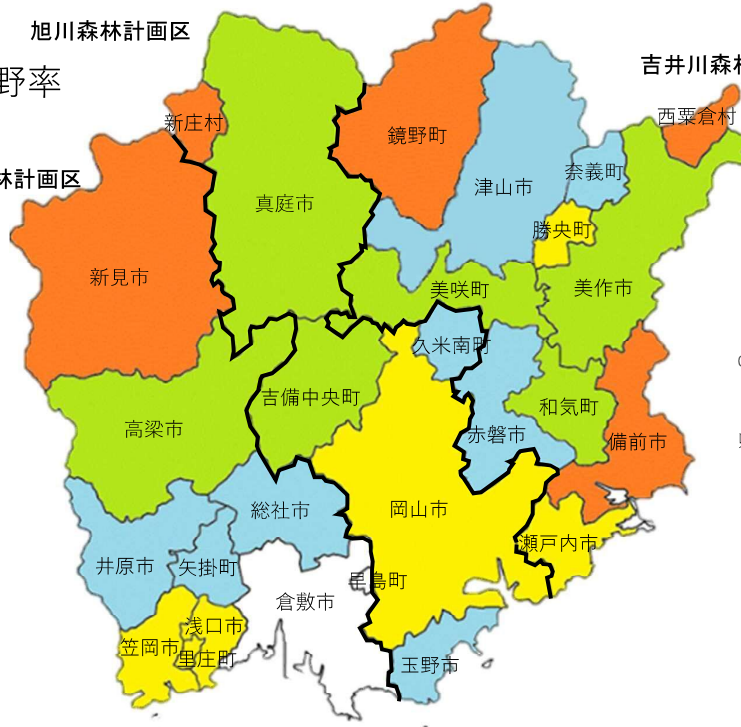
年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
基金積立額	573,858	566,884	578,651	583,261	581,449	587,477	586,850	598,989	578,968	587,546
事業充当額	536,959	566,405	539,415	519,338	592,396	563,761	581,140	590,193	727,133	747,648
基金残高	183,491	184,261	223,575	287,546	276,648	300,383	306,108	314,919	166,776	6,710

※令和4年度は補正後額、令和5年度は当初予算額である。

1 森林資源

(1) - 1 市町村別林野率

市町村別林野率 (%)		
上位10市町村		
順位	市町村	林野率
1	西粟倉村	92.6%
2	新庄村	90.1%
3	鏡野町	86.4%
4	新見市	86.2%
5	備前市	81.6%
6	真庭市	79.0%
7	高梁市	78.2%
8	美作市	76.6%
9	和気町	75.0%
10	吉備中央町	71.5%



— 凡例 —

Orange	80%以上
Light Green	70~80%未満
Light Blue	50~70%未満
Yellow	30~50%未満
White	30%未満

(注) 令和4年3月31日現在 (林政課資料)

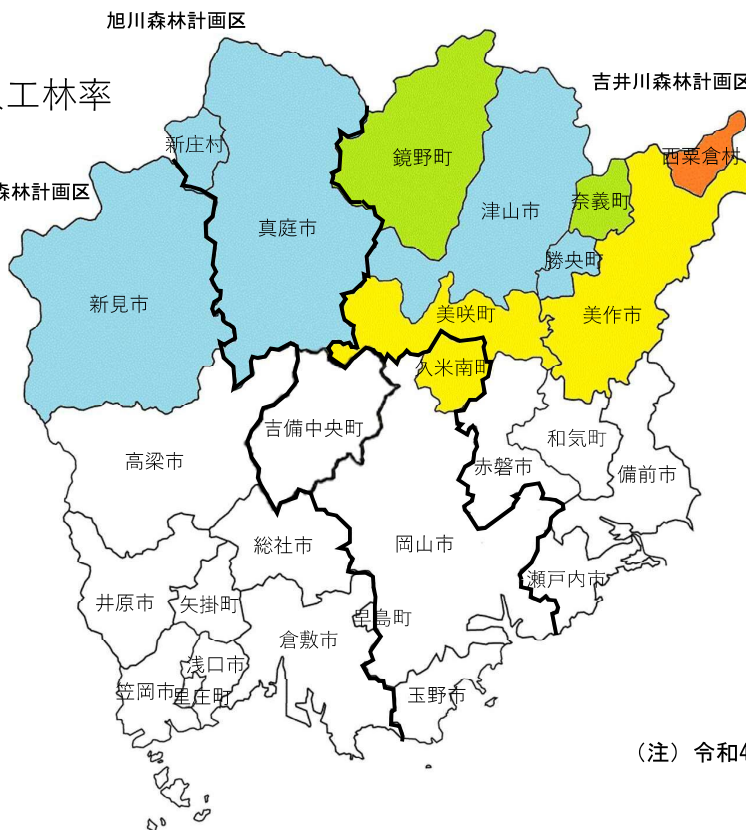
- 林野率70%以上の市町村は県北部に多い。
(西粟倉村と新庄村は90%以上)

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(1) - 2 市町村別人工林率

市町村別人工林率 (%)		
上位10市町村		
順位	市町村	人工林率
1	西粟倉村	83.8%
2	鏡野町	70.4%
3	奈義町	70.3%
4	津山市	64.3%
5	真庭市	58.4%
6	新見市	57.2%
7	勝央町	50.3%
8	新庄村	50.2%
9	美作市	46.4%
10	美咲町	37.7%
全 県		40.0%



県を代表するヒノキの人工林

— 凡例 —

Orange	80%以上
Light Green	70~80%未満
Light Blue	50~70%未満
Yellow	30~50%未満
White	30%未満

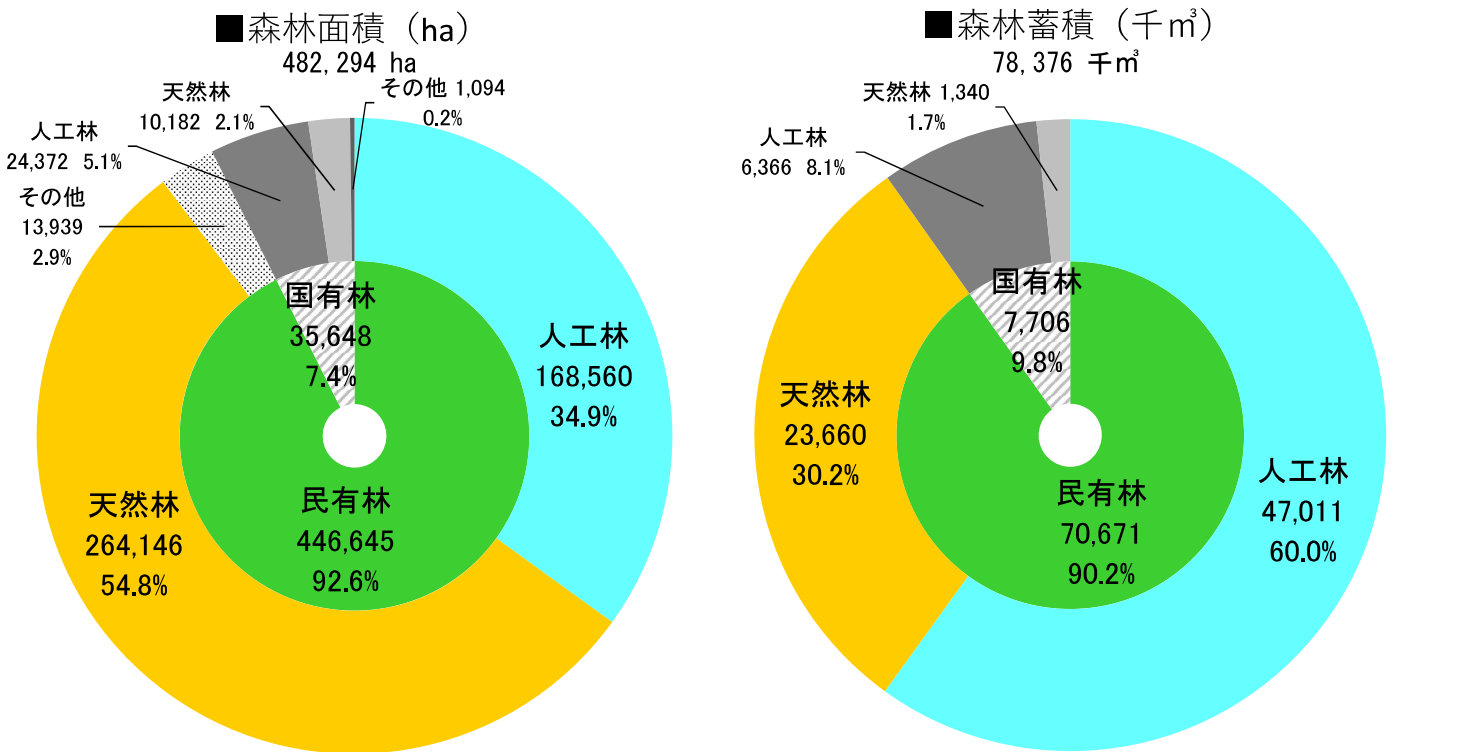
(注) 令和4年3月31日現在 (林政課資料)

- 人工林率の高い市町村は、年降水量が1,400mmを超える県北部地域に集中

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(2) 国有林・民有林別森林面積

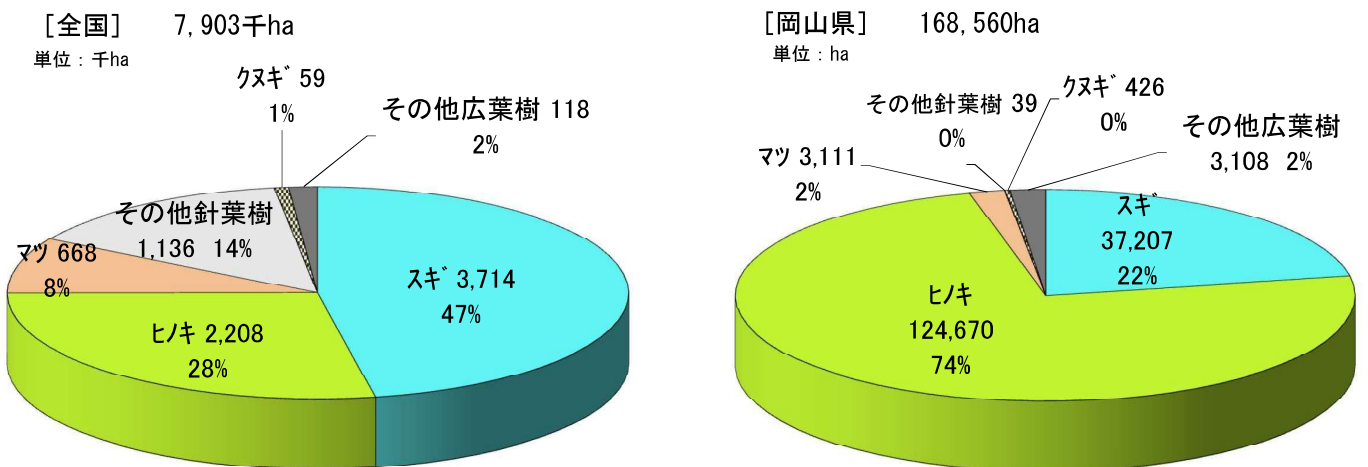


○ 県内の森林面積約482千haのうち、40%に相当する193千haが人工林

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(3) 民有林における人工林の樹種別面積



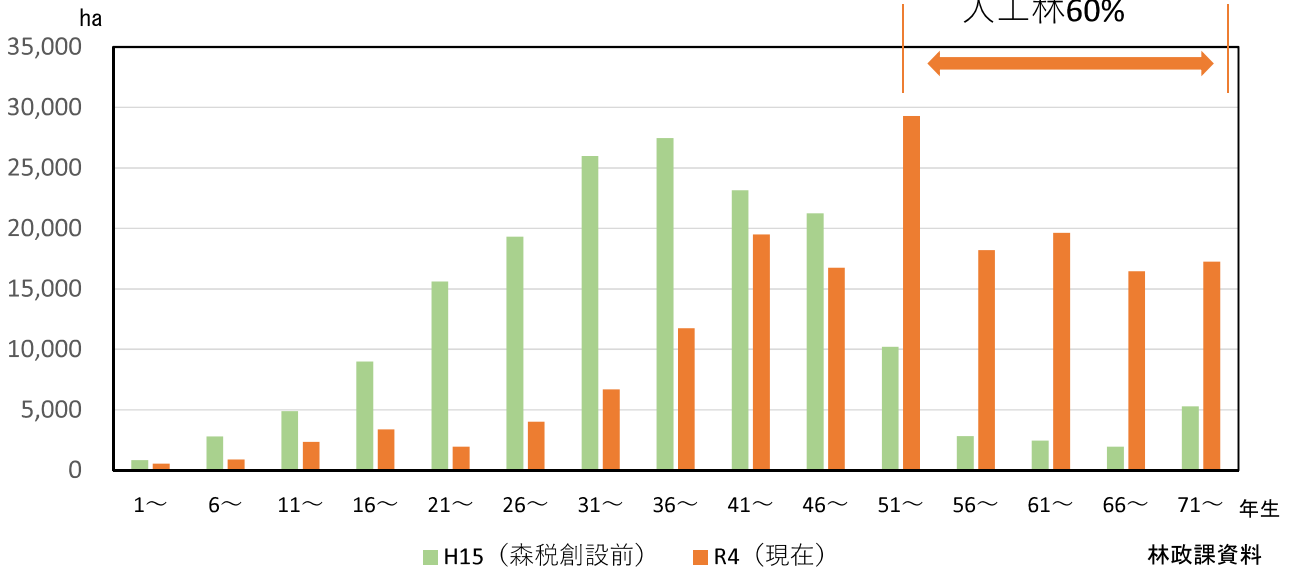
(注) 全国は平成29年3月31日現在。岡山県は令和4年3月31日現在。(林野庁・林政課資料)

○ 全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキが74%、スギが22%となっており、ヒノキ材の生産地として全国的に知られている。

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(4) 人工林の林齢別面積構成（私有林）



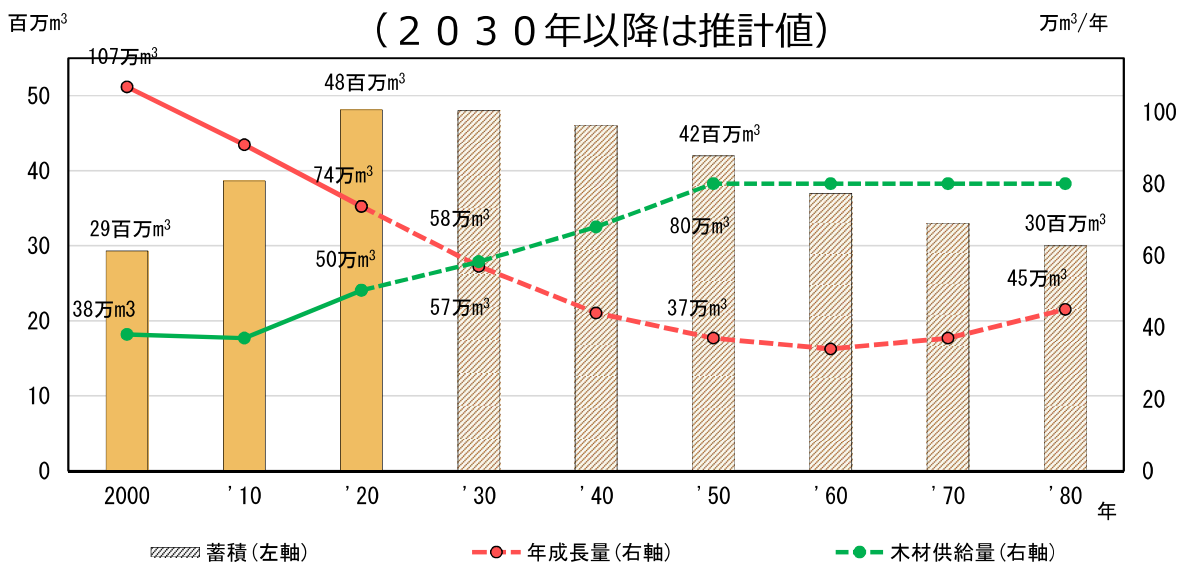
- 人工林の半数以上が51年生以上となり、皆伐等の主伐期を迎えようとしている。
- 25年生未満の若い人工林面積が減少し、林齢の平準化が必要
- 利用可能な林齢に対して、伐採利用を図るとともに、再造林による若返りを図る必要がある。

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(5) 私有林における蓄積の推移

【私有林人工林資源の蓄積量・年成長量及び県産材供給量】

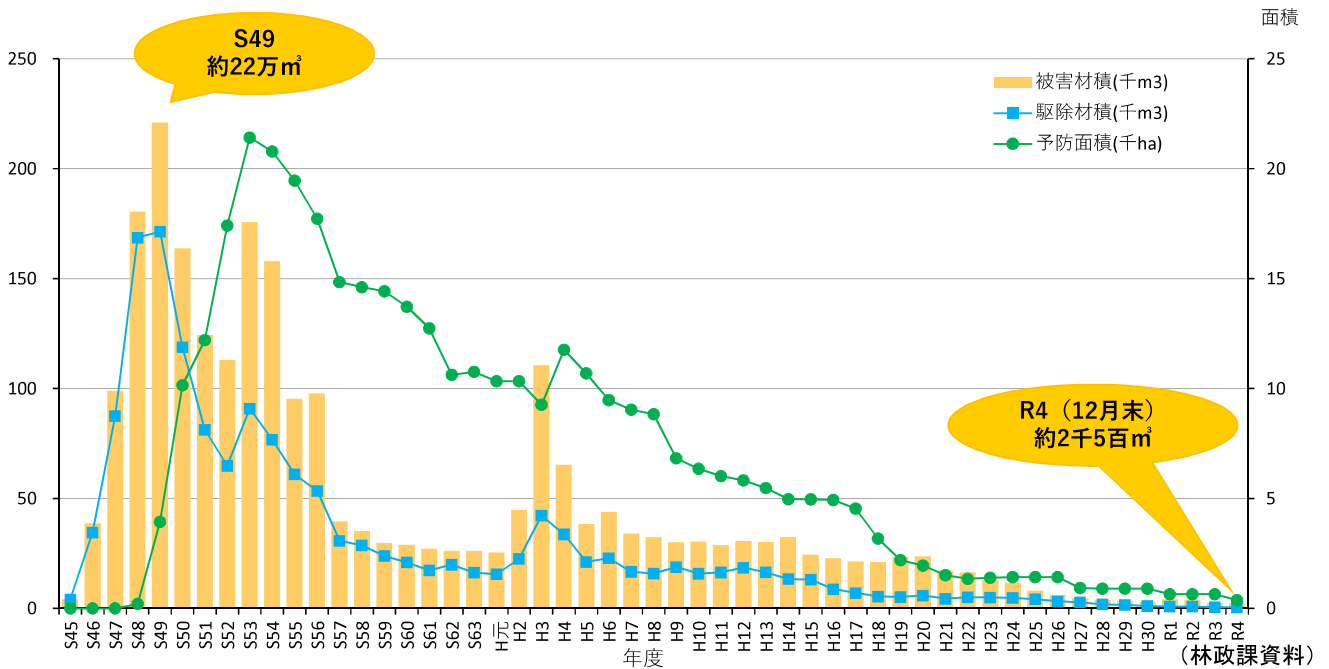


- 現在の人工林資源は成長量の高い若齢林の面積が少ないため、年成長量の減少傾向が続き、2030年頃には年成長量が木材供給量を下回る。
- 今後、再造林を推進して若齢林を造成することで、2060年頃から年成長量は増加に転じると予測される。

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(6) 松くい虫被害状況の推移

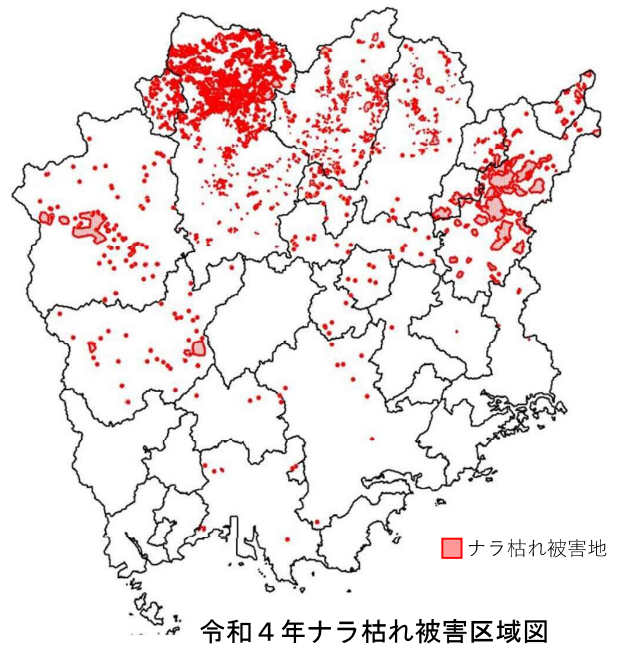
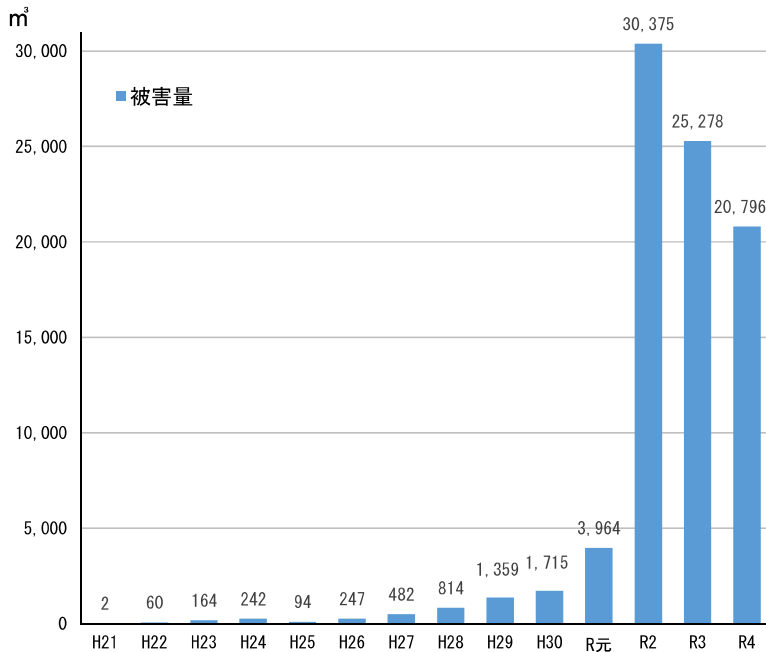


- 岡山県の松くい虫被害量は、昭和49年度に約22万 m^3 で過去最高
- 空中散布や伐倒駆除などの各種の防除対策を実施した結果、令和4年度の被害量は約2千5百 m^3 まで減少したものの、依然として広範囲にわたって発生

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(7) ナラ枯れ被害状況の推移



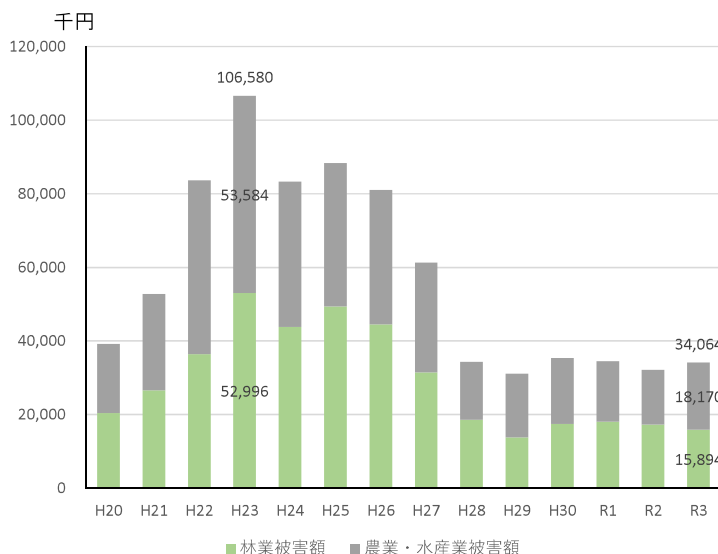
(治山課資料)

- 岡山県でのナラ枯れ被害は、平成21年度に初めて被害が確認され、令和2年度には被害量が大幅に増加したが、令和3年度以降は減少傾向にある。
- 被害は県北部の鳥取県境付近に集中していたが、令和2年度以降は、被害の先端地は南下してきており、被害区域は県内全域に拡大している。

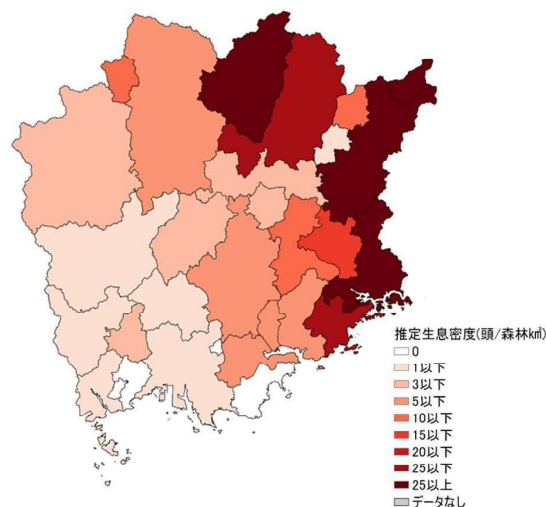
岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(8) ニホンジカ生息数の推移



■ 農林業被害額の推移



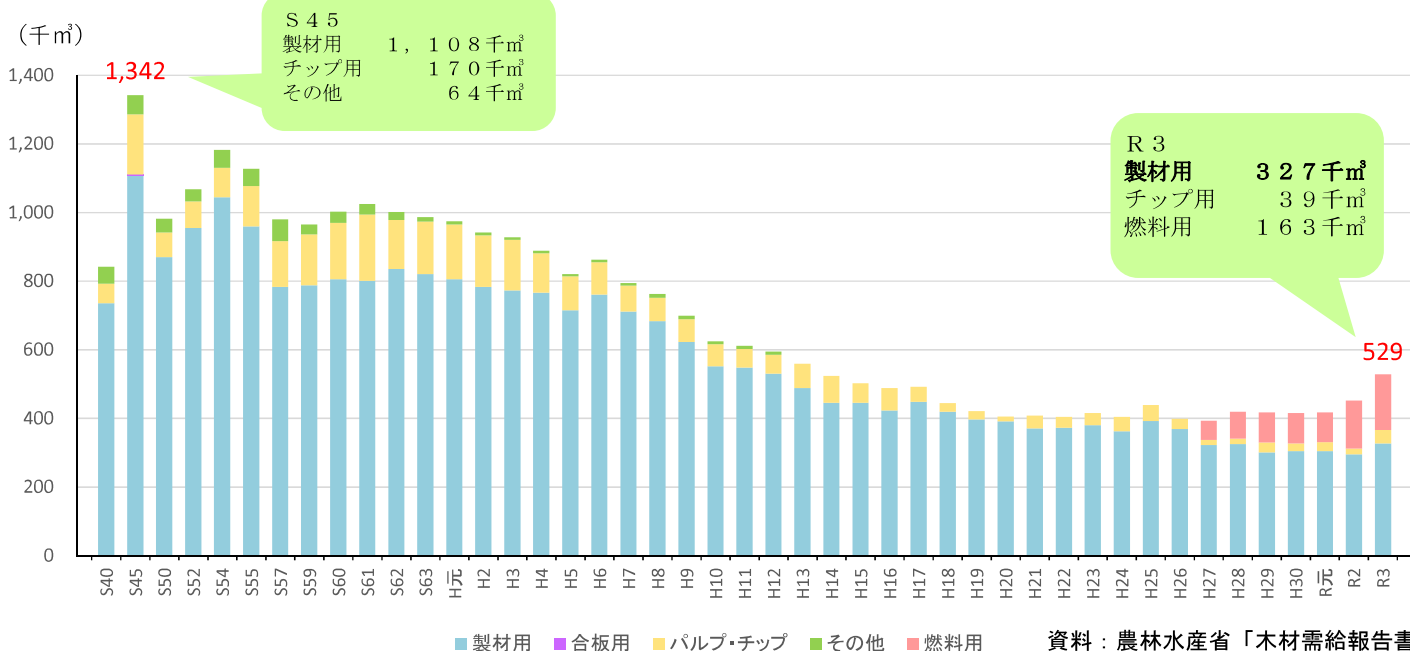
■ 令和3年市町村別の生息密度の推定結果

資料：鳥獣害対策室資料

- 林業被害額はH23年度をピークに減少傾向にあるものの、近年は横這いで推移。
- 令和3年度の生息密度は、県東部や北東部が多いと推定された。

岡山県の森林・林業の現状

2 木材（丸太）需要量の推移

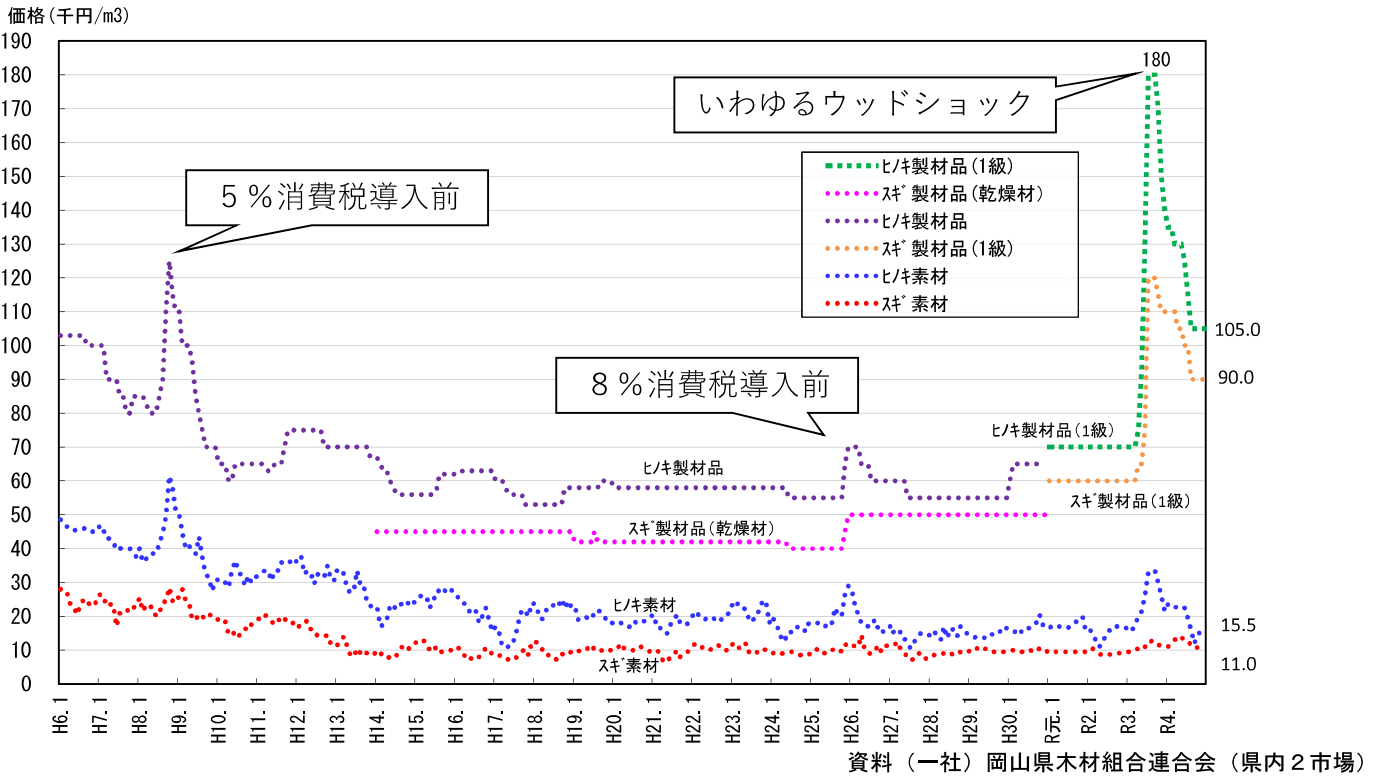


資料：農林水産省「木材需給報告書」

- 岡山県の木材需要量は昭和45年をピークに年々減少傾向し、平成18年頃からは、40万m³程度で横這いに推移していたが、近年は回復傾向にある
- 令和3年は、需要量全体の約6割を製材用が占めている
- 供給量の99%を国産材が占めており、全国的にも有数の国産材加工県となっている

岡山県の森林・林業の現状

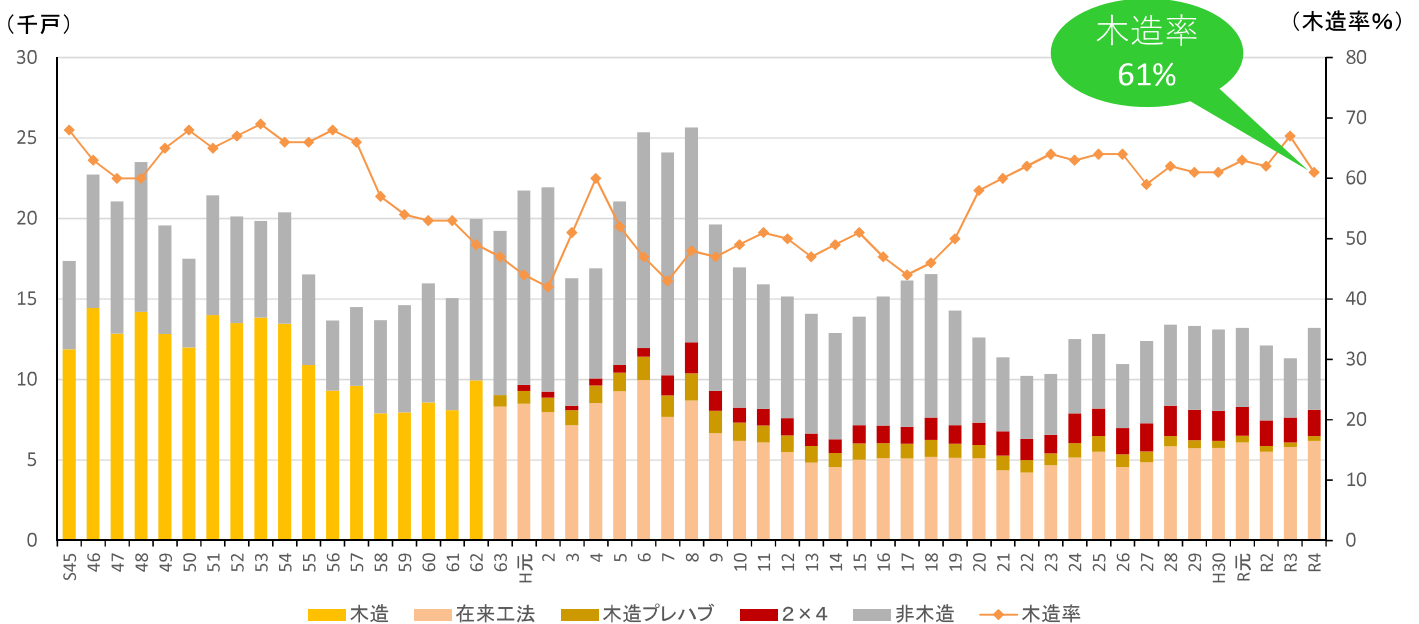
3 木材価格の推移



- 素材価格、製材価格ともに、平成9年以降長期的な下落となっており、近年では令和3年のいわずゆるウッドショックにおいて、ヒノキ素材を中心に一時的な値上がりが生じた。

岡山県の森林・林業の現状

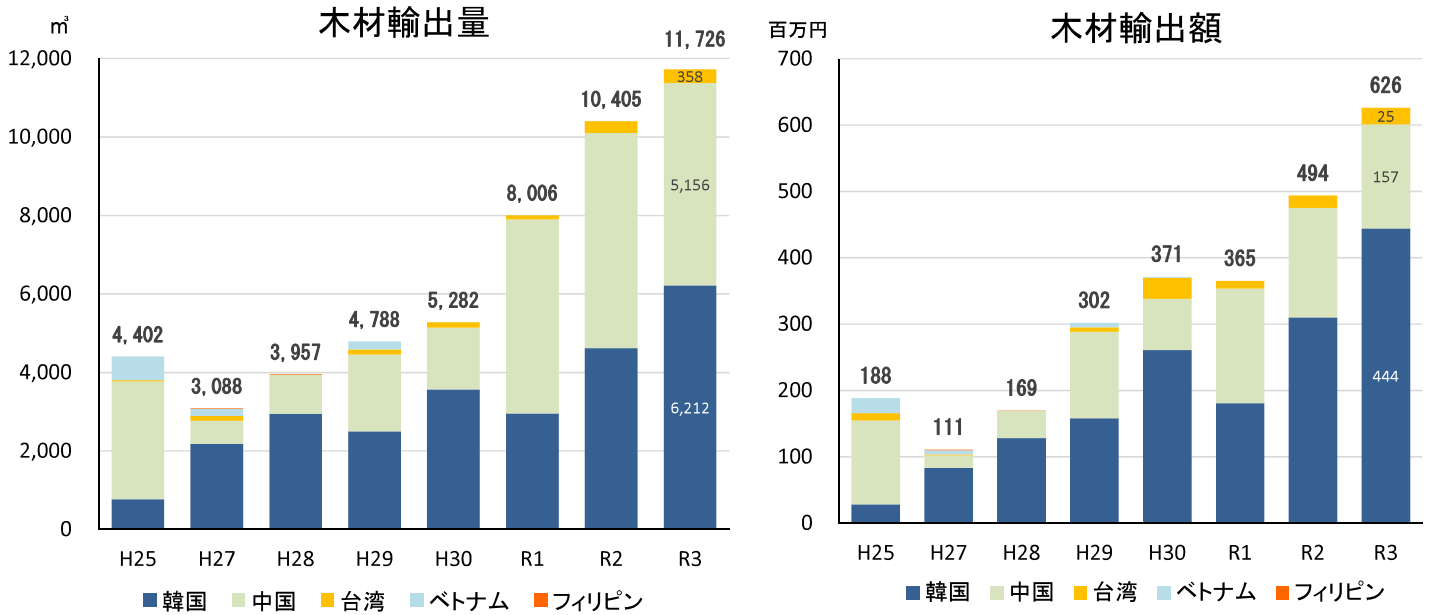
4 住宅着工戸数の推移(岡山県)



- 岡山県の令和4年の新設住宅着工戸数は13,199戸(対前年比16.6%増)のうち在来木造住宅は8,116戸(対前年比6.4%増) 資料: 国土交通省総合政策局
- 新設住宅着工戸数の約6割が木造で、そのうち約8割が在来木造住宅

岡山県の森林・林業の現状

5 県内の木材輸出の動向



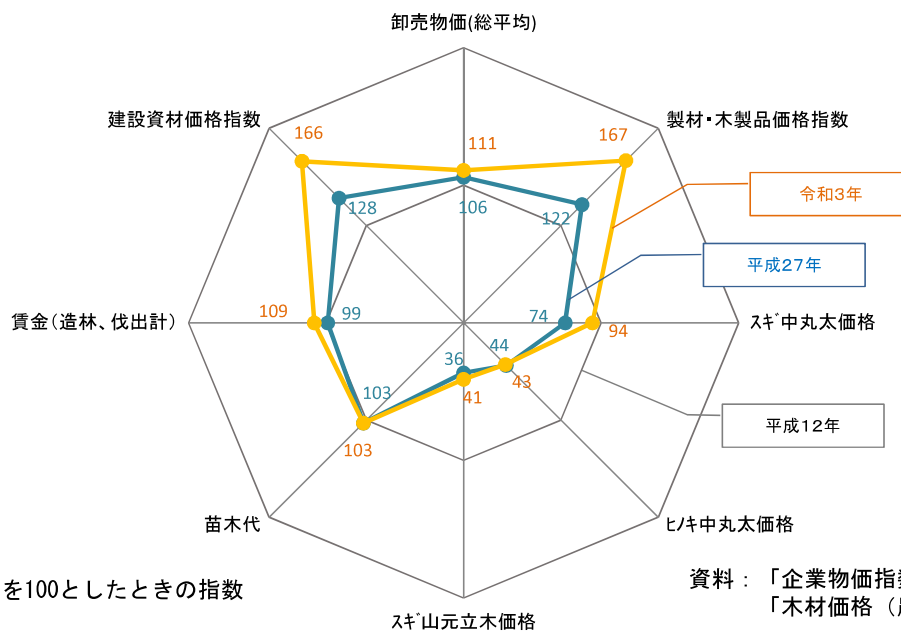
(資料：林政課調べ)

- 令和3年における県内の木材輸出額は626百万円で、前年比で約3割の増となった。
- 令和3年における県内の木材輸出額のうち、韓国への輸出が、約7割を占めている。

岡山県の森林・林業の現状

6 林業経営

(1) 林業生産を取り巻く諸因子の変化 (平成12年との比較)



(注) 平成12年を100としたときの指数

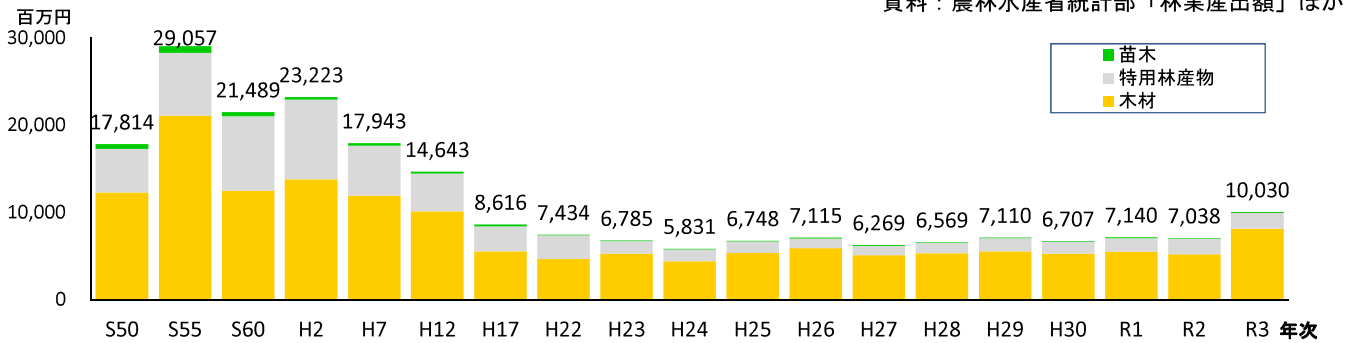
資料：「企業物価指数(日本銀行)」「木材価格(農林水産省統計部)」ほか

- 賃金や苗木代は平成12年と比べほとんど変わらないのに対し、山元立木と丸太価格は下落している。

岡山県の森林・林業の現状

6 林業経営

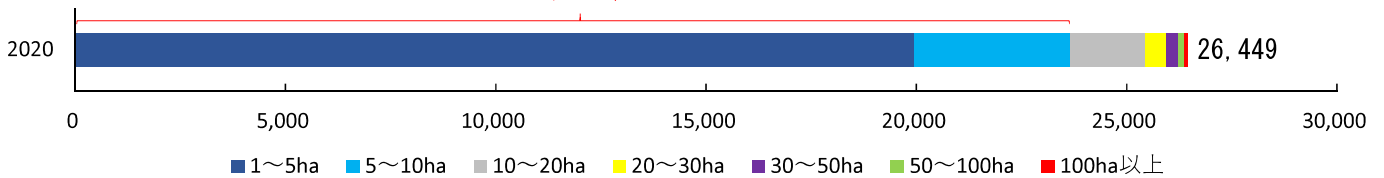
(2) 林業粗生産額の推移



- 岡山県の林業粗生産額は昭和55年をピークに減少傾向となっている。
- 令和3年の内訳は、木材が約82億円（約81%）、特用林産物が約18億円（約18%）、苗木が約1億円（約1%）となっている。

(3) 保有山林面積規模別林家数

資料：農林水産省「2020年世界農林業センサス」



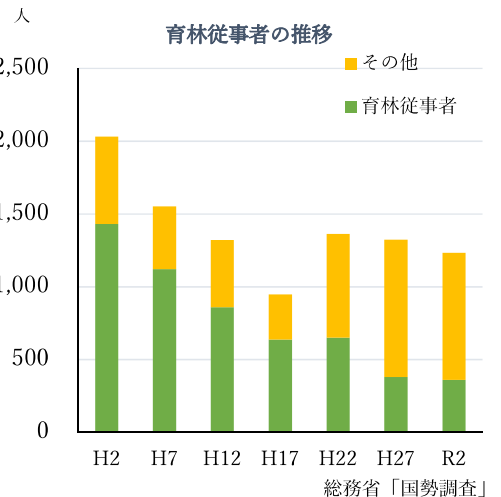
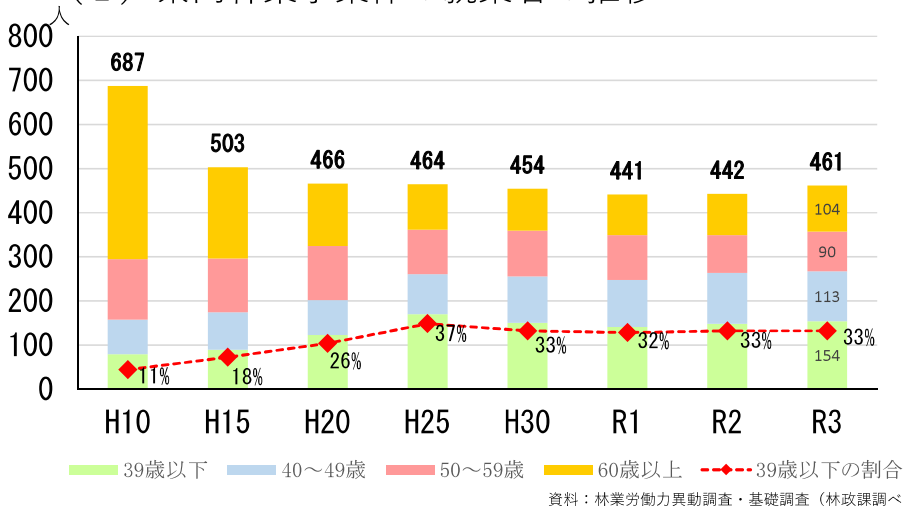
(注) 保有面積1ha以上の林家を調査客体としているため、このグラフには1ha未満の林家は含まれていない。

- 岡山県では零細な林家が多く、保有面積が1ha~10haの林家は全体の約9割を占める。

岡山県の森林・林業の現状

7 林業労働力

(1) 県内林業事業者の就業者の推移

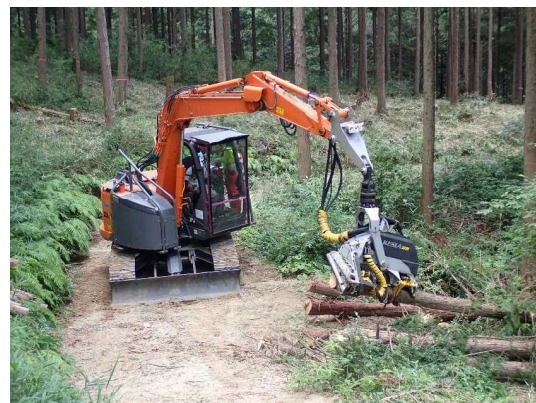
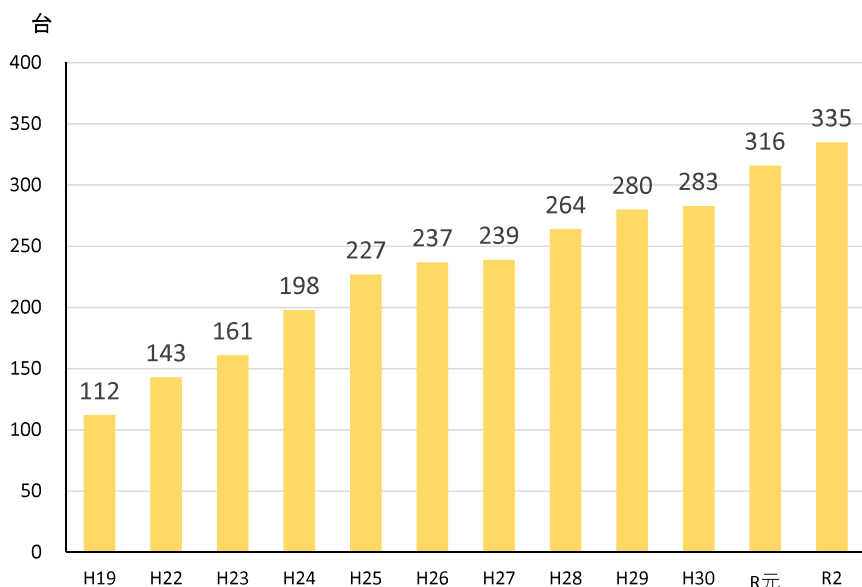


- 若い林業就業者数は平成10年度以降増加傾向で推移してきたが、ここ数年は横這い傾向にある。
- 令和3年度就業者の事業者内訳は、森林組合が186人（40%）、民間事業者が275人（60%）であり、民間事業者の就業者の割合が高まってきている。
- 再造林の担い手となる育林従事者については減少が続いている。

岡山県の森林・林業の現状

7 林業労働力

(2) 高性能林業機械の導入状況



ハーベスタ（道近くの木を伐り、集める）

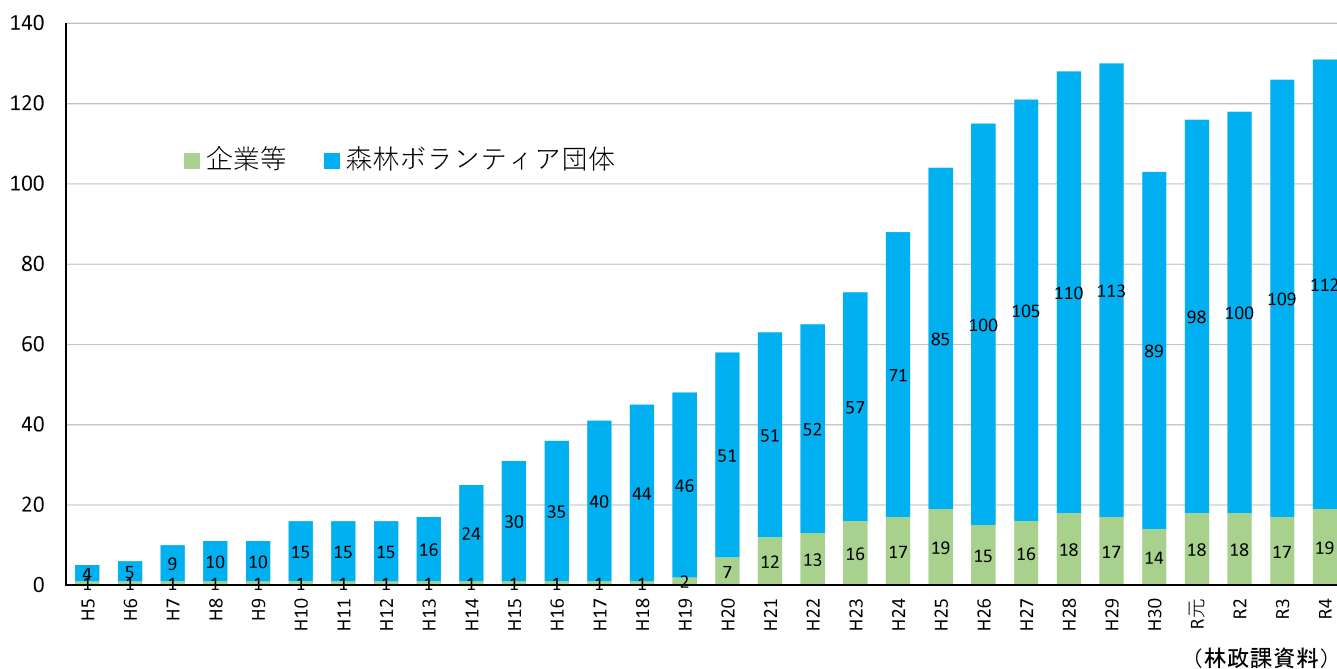
資料：林野庁、県林政課

- 林業における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械の導入が進んでいる。

岡山県の森林・林業の現状

8 県民参加の森づくり

(1) 森林ボランティアグループ数の推移



- 県内各地で森づくり活動に自主的に取り組むボランティアグループや企業等が年々増加

岡山県の森林・林業の現状

9 令和元年度からの新たな動き

(1) 岡山県県産材利用促進条例の制定等

平成29年3月21日 公布
平成29年4月1日 施行

岡山県県産材利用促進条例

第1条：目的

第2条：定義

第3条：基本理念

第4条
県の責務

第5条
県民等の
理解・協力

第6条
関係事業者相互
の連携及び協力

第7条
指針の策定

第8条
推進体制の整備

第9条
市町村に対する協力

第10条 施策の実施状況の公表

岡山県県産材利用促進指針

平成29年5月 策定
令和4年2月変更

第1章 指針策定の趣旨等

第2章 基本的事項

第3章 指針の推進に向けての取組

- ・ 民間建築物を含む建築物一般における県産材の利用の促進に関する基本的事項
- ・ 県産材需要拡大の推進体制 など

岡山県の森林・林業の現状

9 令和元年度からの新たな動き

(2) 21 おかやま森林・林業ビジョンの改訂

令和2年3月 改訂

改訂ビジョンの基本的方向

3つの『視点』と、4つの『基本方針』

I 生産活動を通じた林業の成長産業化
1 持続的な森林経営の推進
2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進

II 森林とのふれあいを通じた心の豊かさ
とゆとりの確保
3 県民参加による森づくりの推進

III 自然環境の保全を通じた公益的機能の
確保
4 快適な森林環境の創出

重点施策

森林経営管理制度の推進
(森林の管理・集積と意欲・能力のある林業
経営者の育成)

県産材の利用促進
(マーケティング戦略等による県産ヒノキ
製材品・CLTの販路拡大)

花粉の飛散低減の推進
(広域連携による少花粉スギ・ヒノキへの
植替えの促進)

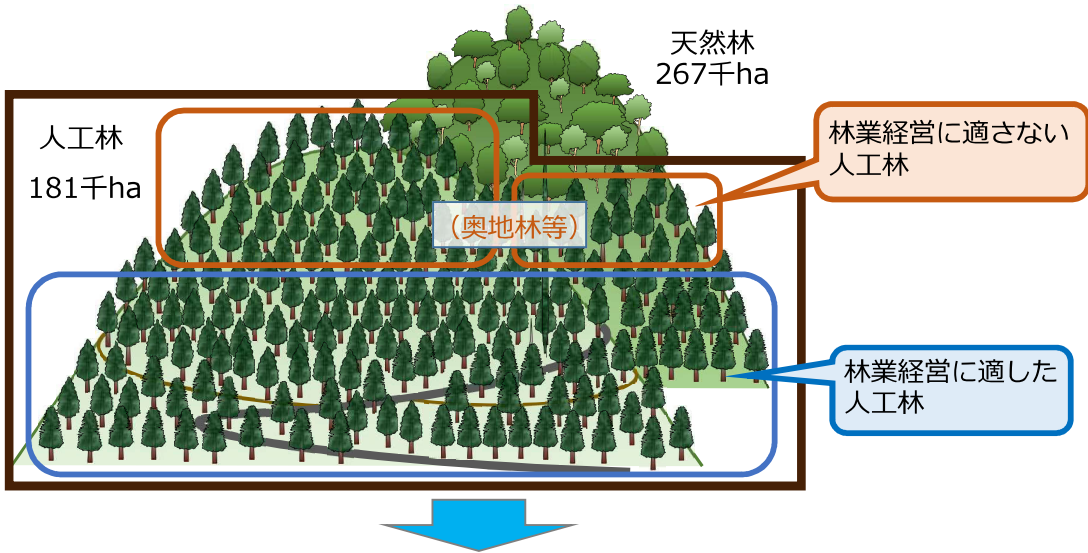
「伐って・使って・植えて・育てる」とい
う林業のサイクルを循環させるための施策
の推進

岡山県の森林・林業の現状

9 令和元年度からの新たな動き

(2) 2.1 おかやま森林・林業ビジョンの改訂

【現状】 (2018年) 民有林森林面積：448千ha



今後の森林整備の方向

→間伐を繰り返し行い、針広混交林等へ誘導

→意欲と能力のある林業経営者への集積・集約化を進め、低コスト林業を展開

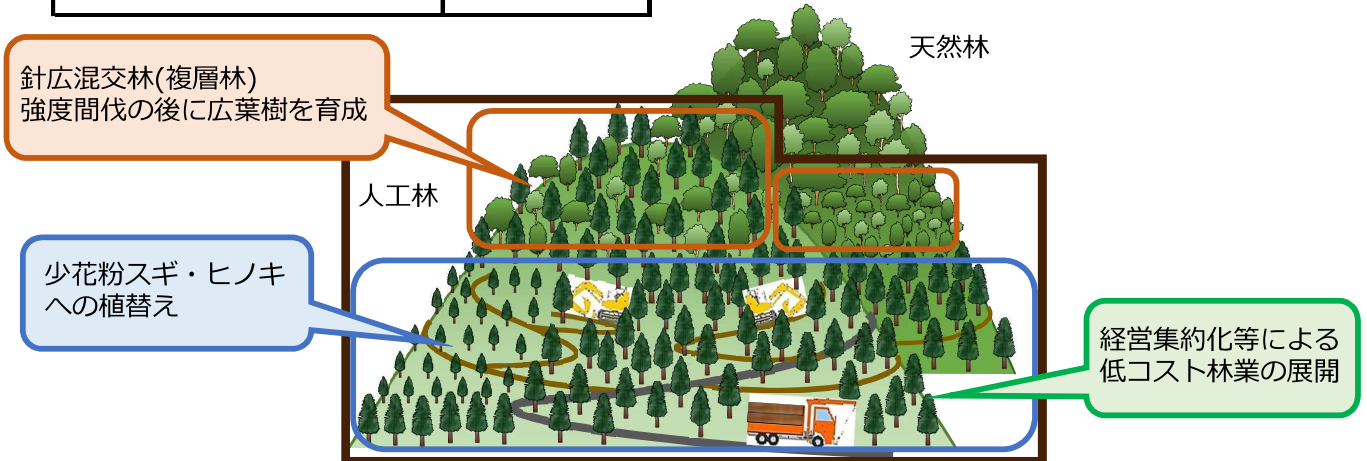
岡山県の森林・林業の現状

9 令和元年度からの新たな動き

(2) 2.1 おかやま森林・林業ビジョンの改訂

【2.1 おかやま森林・林業ビジョンによる将来の森林の姿】

【将来】 (2050年)



岡山県の森林・林業の現状

9 令和元年度からの新たな動き (3) 確実な再造林に向けた対策検討会議の設置等

確実な再造林に向けた仕組みづくりについて

○再造林の現状と課題

- ・豊富な人工林資源を循環利用し、再造林や間伐等の適切な森林整備を通じて、豊かな森林を次世代へ継承していくことが急務
- ・現状は、伐採後の再造林コストが高むことやその後の管理に対する不透明感などから、再造林が進んでいない
- ・伐採・再造林が進めば、
 - ▶造林・保育に伴う雇用の場の創出や苗木生産活動の拡大等、林業が中山間地域の重要な成長産業の一つになる
 - ▶適正な森林管理・利用を通じて、県民が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受し、2050年カーボンニュートラルの実現にも寄与することが期待



令和5年1月に「確実な再造林に向けた対策検討会議」を設置し、関係者が一堂に会して課題と対策を検討し、合意形成のもと一体となって対策を実行

○確実な再造林に向けた対策検討会議の概要

- 協議事項：(1) 林業経営に適した森林や造林適地の選定等に関する事項
(2) 再造林のコスト低減や省力化・効率化に関する事項
(3) 伐採と再造林の連携に関する事項
(4) 再造林の支援と管理体制に関する事項 等

- 構成員：国（岡山森林管理署、森林技術・支援センター、森林整備センター中国四国整備局）
関係市町村（津山市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、西粟倉村）
関係団体（岡山県森林組合連合会、岡山県木材組合連合会、岡山県山林種苗協同組合）
県（林政課、治山課、県民局森林企画課、森林研究所）



第1回会議開催状況(R5.2.17)

- ▶今後、伐採と再造林との連携促進や森林経営計画の策定推進等について、具体的な検討を行う予定

岡山県の森林・林業の現状



「おかやま森づくり県民税」事業（第4期）の実績（令和元～令和4年度）

I 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 健全な人工林の整備（992,905千円）
緊急的な間伐等の実施、作業道の開設・補修、間伐材の搬出、針広混交林（複層林）への誘導、シカの生息密度低減のための対策、少花粉苗木による植替え等を支援
- 多様な森づくりと快適な森林環境の創出（492,258千円）
松くい虫及びナラ枯れ被害木の駆除、人家裏等の危険木の除去、荒廃里山林等の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保全の取組を支援

II 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

- 力強い担い手の確保・育成（120,431千円）
就業体験や情報発信等による就業促進、新規就業者・現場指導者に向けた研修会の開催、安全装備・器材等の導入、市町村による担い手の確保に向けた取組、林業事業体の雇用条件改善の取組等を支援
- 木材の利用促進（559,733千円）
公共建築物等の木造化・木質化・木製品の導入、県産乾燥材・CLTの利用促進、県産材の県内外への販路拡大、森林認証材の普及、新たな木製品の実用化等を支援

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 県民への情報提供等（99,590千円）
森づくり県民税及び森林・林業の役割等の広報・情報発信、小学生向けの社会科副読本の作成、児童・生徒等が身近に木とふれ合える空間の創出、県民税事業実施者からの情報発信等を実施
- 県民参加による森づくり活動の推進（54,577千円）
おかやま森づくりサポートセンターによる情報提供、企業等による森づくり活動、都市と山村の交流活動の支援、みどりの大会等の実施、児童・生徒等による森林・林業現場の見学等を実施

県民税事業充当額 合計 2,319,494千円

「おかやま森づくり県民税」事業の実績と成果（平成16～令和4年度）

I 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- | | | | | |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 1 健全な人工林の整備（5,633,841千円） | (1期目) | (2期目) | (3期目) | (4期目) |
| | 1,465,138千円 | 1,633,933千円 | 1,541,866千円 | 992,905千円 |
- 間伐等の実施、作業道の開設・補修・ストックポイントの造成、間伐材の搬出、低コスト再造林モデル林の整備、少花粉スギ等を普及促進するためのモデル林の設置等を支援
- | | | | | |
|-----------------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出（1,547,440千円） | (1期目) | (2期目) | (3期目) | (4期目) |
| | 83,703千円 | 435,693千円 | 535,787千円 | 492,258千円 |
- 松くい虫及びナラ枯れ被害木の整備、被害木伐倒等による駆除、人家裏等の危険木の除去、荒廃里山林の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保全の取組を支援

II 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

- | | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 力強い担い手の確保・育成（675,195千円） | (1期目) | (2期目) | (3期目) | (4期目) |
| | 186,740千円 | 211,203千円 | 156,821千円 | 120,431千円 |
- 就業体験や情報発信等による就業促進、作業道開設や現場指導者の研修会の開催、安全装備・器材等の導入、市町村による担い手の確保に向けた取組等を支援
- | | | | | |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2 木材の利用促進（1,657,877千円） | (1期目) | (2期目) | (3期目) | (4期目) |
| | 351,158千円 | 406,724千円 | 340,260千円 | 559,733千円 |
- 公共施設等への内外装木質化、木製用具の導入、CLTの利用促進、県産材の販路拡大、森林認証等の取得促進の取組等を支援

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- | | | | | |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 1 県民への情報提供（196,576千円） | (1期目) | (2期目) | (3期目) | (4期目) |
| | 41,042千円 | 26,169千円 | 29,776千円 | 99,590千円 |
- 森林・林業のPR動画の制作・広報、小学生向けの社会科副読本の作成、おかやま森づくり県民税を活用した取組の情報発信等を実施
- | | | | | |
|-------------------------------|-----------|----------|----------|----------|
| 2 県民参加による森づくり活動の推進（317,043千円） | (1期目) | (2期目) | (3期目) | (4期目) |
| | 112,225千円 | 80,240千円 | 70,000千円 | 54,577千円 |
- 森づくりサポートセンターの活動（植樹、保育つどい等の開催）、企業等による森づくり活動、都市と山村の交流活動の支援、みどりの大会等を実施

県民税事業充当額 合計 10,027,972千円

(1期目)	(2期目)	(3期目)	(4期目)
2,240,006千円	2,793,962千円	2,674,509千円	2,319,494千円

※四捨五入により計が合わない場合がある（以下同じ）

I 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

1 健全な人工林の整備

(1) 緊急的な間伐等の促進

取組のポイント

- 間伐は、森林の公益的機能を将来にわたって持続的に発揮するために欠くことのできない作業
- 間伐の補助対象林齢を、伐採の長期化に伴い段階的に拡大し、現在は11～60年生の人工林において支援を実施
- 間伐が進みにくい施業集約化困難地等においては、継続的な支援が必要

ビジョン数値目標

◇ 計画的な間伐により、健全な人工林を育成

項目	現況(R3)	目標(R12)
間伐面積	3,301ha/年	3,150ha/年

現在の間伐を取り巻く情勢

- ◆ 手入れが行われず、水源涵養機能や土砂の流出防止などの公益的機能の低下した森林が存在しており、緊急に間伐が必要な森林が23,800ha（21おかやま農林水産プランの計画量）存在
- ◆ 世代交代や不在村化等により、所有者や境界などの特定が難しく、施業の集約化が困難
- ◆ 所有者の林業経営への意欲が低い。
- ◆ 市町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度が令和元年度からスタート

取組への充当額

1期 H16～H20
1,465,138千円

2期 H21～H25
1,633,933千円

3期 H26～H30
1,470,538千円

合計 5,408,013千円
4期 R元～R4
838,404千円

主な取組実績

H16～R4年度の間伐実施状況

年度	H16～H20	H21～H25	H26～H30	R1～R4	計
間伐計画面積	36,550 ha	29,400 ha	26,200 ha	19,000 ha	111,150 ha
間伐実施面積(A)	33,514 ha	33,876 ha	23,681 ha	13,691 ha	104,762 ha
うち県民税(B)	5,501 ha	14,498 ha	8,920 ha	2,758 ha	31,677 ha
割合%(B/A)	16.4 %	42.8 %	37.7 %	20.1 %	30.2 %



放置された過密な森林



間伐作業



間伐後、林内に光が入った森林



林床に下草が生え、機能が高まりつつある森林

【主な成果】

- 国庫補助と連携した間伐等への支援、担い手の確保、木材の利用促進等の総合的な取組により間伐を促進
- 年平均5,514haの間伐を実施したことにより、緊急に間伐が必要な森林が減少
23,800ha（R元年度推計）→13,500ha（R4年度推計）

【森税を活用した今後の取組】

継続した間伐の実施

- ・施業の集約化が困難な森林における、継続的な間伐の実施
- ・国庫補助事業と連携し間伐等の森林整備を加速化

県全域で緊急に間伐が必要な森林を解消

森林を適正に管理することで、洪水や濁水、土砂流出などを防ぐ

I 水源の涵養、^{かん}県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

1 健全な人工林の整備

(2) 再造林による持続的な林業の実現と花粉発生源対策

取組のポイント

- 人工林資源は次第に充実してきているものの、25年生以下の若齢林は極端に少なく、いびつな年齢構成
- 「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環
- 再造林による人工林の若返り化を図り、均等な年齢構成へと誘導。あわせて、花粉の発生に対処するため、少花粉スギ・ヒノキ苗木を使用した再造林を推進

ビジョン数値目標

- ◇ 再造林を推進することで年齢構成を平準化

項目	現況(R3)	目標(R12)
再造林面積	78ha/年	200ha/年

現在の再造林を取り巻く情勢

- ◆木材価格の低迷により、再造林に対する意欲が減退し、林業適地でも再造林が行われないケースが発生しており、再造林面積は近年100ha（再造林率3割）程度で推移
- ◆高齢級の人工林が増加しており、炭素蓄積を増加させカーボンニュートラル社会を実現させるためには、民有林人工林を若い森林に更新するための伐採、再造林の加速化が必要
- ◆再造林を行っても、二ホンジカにより食害を受け、裸地化により公益的機能が低下
- ◆花粉飛散の低減に向け、少花粉苗木の安定供給体制の整備が必要

取組への充当額

1期 H16～H20
- 千円

2期 H21～H25
- 千円

3期 H26～H30
71,328 千円

合計 225,829千円

4期 R元～R4
154,501千円

主な取組実績

- 一貫作業による低密度植栽を実施し、コスト分析及び普及啓発を実施

伐採 集材 造材 搬出 地拵え 植付け



伐採から植栽までを連続して効率的に実施
→地拵えコスト3割削減、1年目の下刈りの省略が可能



少花粉コンテナ苗を使用

- 少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替え割合

	R元		R2		R3		R4	
	少花粉/総数	割合	少花粉/総数	割合	少花粉/総数	割合	少花粉/総数	割合
スギ	19,450 / 33,830	57.5%	7,630 / 16,135	47.3%	7,619 / 9,019	84.5%	11,572 / 15,232	76.0%
ヒノキ	388,148 / 388,148	100.0%	381,066 / 381,066	100.0%	359,888 / 359,888	100.0%	575,684 / 575,684	100.0%
計	407,598 / 421,978	96.6%	388,696 / 397,201	97.9%	367,507 / 368,907	99.6%	587,256 / 590,916	99.4%

【主な成果】

- 低コスト再造林モデル林を10箇所設定し、H27～R4で一貫作業による再造林を89ha実施
- 少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えを、H26～R4で185ha実施（少花粉の割合100%を概ね達成）
- 国庫補助事業と連携し、H26年度以降、年平均100haの再造林を実施
- 令和4年度に、シカ防護柵の見回り及び修繕に係る補助事業を創設

【森税を活用した今後の取組】

低コスト造林技術の確立

- ・森林所有者へ施業方法及び体系の提示

少花粉苗木供給体制の強化

- ・今後増加する植栽の需要に対応できる生産体制の確保

シカ被害対策の強化

- ・防護柵の設置及びD Xを活用した捕獲技術の確立

県下の林業関係者が一堂に会する「確実な再造林に向けた対策検討会議」を設立し、対策を検討

県全域の森林において「伐って、使って、植えて、育てる」林業サイクルの循環を実現

少花粉苗木への植え替えにより花粉発生の抑制に寄与する

I 水源の涵養、^{かん}県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

(1) 荒廃した里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保

(2) 地域における課題に対応した多様な森づくり

取組のポイント

- 松くい虫被害林の健全化及びナラ枯れ被害の拡大防止
松くい虫・ナラ枯れ被害林を病害虫に強く健全な天然林へ誘導
- 土砂災害の発生防止 ・野生鳥獣被害の防止
集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等の調査を実施
- 野生鳥獣被害の防止
薄暗く荒廃した里山林等の整備、有害野生鳥獣生息域での緩衝帯の整備等を実施

現在の里山林等を取り巻く情勢

- ◆松くい虫の被害は年々減少しているものの、依然として広範囲にわたり発生
(昭和62年22万㎡→令和4年0.25万㎡)
- ◆ナラ枯れ被害については被害量は減少傾向にある一方、被害地域は県北部から南部へと拡大
- ◆森林所有者が管理を放棄した里山林は薄暗く荒廃し、有害鳥獣の生息場所となっている。
- ◆集落周辺の荒廃里山林の整備等を引き続き支援し、県民の安全・安心を確保する必要がある。

取組への充当額

合計 1,547,440千円

1期 H16～H20
83,703千円

2期 H21～H25
435,693千円

3期 H26～H30
535,787千円

4期 R元～R4
492,258千円

主な取組実績

- 里山林の整備 (H26～R4)
122ha
- 松くい虫被害木、危険木の除去(H26～30)
10,132㎡
- ナラ枯れ被害拡大防止対策 (H26～R4)
樹幹注入 1,357本
伐倒駆除 4,107㎡
- 集落周辺の荒廃森林調査の実施 (H26～R4) ナラ枯れ被害拡大防止
県内全域 (年平均) 1,719人日



危険木の伐倒

集落周辺の荒廃森林調査

【主な成果】

- 松くい虫被害地を、広葉樹林等へ再生するなど、被害量はピーク時の約1%まで減少
- ナラ枯れ被害地での駆除対策や予防対策を行うことにより、周辺森林への急激な拡大を抑制
- 学校等公共施設周辺等の重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性等を把握し、市町村等との情報共有を行うことで、安全で快適な森林環境を確保
- 市町村からの提案による、危険木伐倒等を支援し、地域の課題解決に貢献

【森税を活用した今後の取組】

- ・不要木の除去等により里山林の再生を支援
- ・人家・農地等の周辺森林に有害鳥獣との緩衝帯を整備
- ・学校等公共施設周辺等の重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性等を把握
- ・良好な景観・自然を有する森林において、ナラ枯れ被害木の駆除を促進

安全で快適な森林環境を確保

土砂崩れ等の山地災害による被害や、倒木、鳥獣被害などを防ぎ、県民の生命・財産を守る

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

1 力強い担い手の確保・育成

- (1) 新たな担い手の確保と育成強化
- (2) 地域林業の中核を担う林業事業者への支援

取組のポイント

- 生産性の高い魅力ある林業を実現し、森林の整備を一層推進するため、引き続き、若者の林業への参入を支援
- 現場作業の指導・管理等の専門的な技術研修を拡充することで、優れた担い手の育成強化
- 意欲と実行力を有する林業事業者の取組を重点的に支援

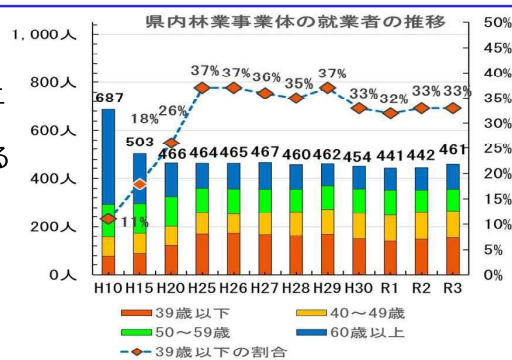
ビジョン数値目標

◇ 認定事業者の林業現場作業員

項目	現況 (R3)	目標 (R12)
作業員数	461人/年	540人/年

現在の担い手を取り巻く情勢

- ◆少子高齢化が進み、林業のみならず各分野で担い手不足が進行
- ◆死亡災害の約7割が伐木作業時に発生しており、伐倒技術の向上が急務
- ◆林業における労働災害発生率は、令和3年の死傷年千人率でみると24.7で、全産業平均2.7の約10倍となっており、林野庁は、今後10年を目途に林業における死傷年千人率を半減させることを目標
- ◆毎年50名程度の新規雇用があるものの、離職者も多く就業者数は横這い
- ◆再造林の担い手となる育林従事者については減少が続いており、主伐から再造林まで幅広く対応できる担い手の育成と定着が必要



取組への充当額

1期 H16～H20
186,740千円

2期 H21～H25
211,203千円

3期 H26～H30
156,821千円

4期 R元～R4
120,431千円

合計 675,195千円

主な取組実績

- 優れた知識と技能を有する現場技術者の育成 (H26～R4) 217人 (現場指導者、作業道木レーダー研修の実施)
- 安全作業装備・器具等の助成 (H21～R4) 延べ291事業者 5,096人
- 新規事業者の現場研修経費助成 (H16～R4) 290人 (ニューフォレスター育成支援)
- 高校生等への林業インターンシップ (H26～R4) 295人
- 常設的林業就業相談窓口の設置 (R3～R4)



【主な成果】

- 就業相談会の開催や職場内研修等の取組の結果、若い担い手の割合が増加【39歳以下割合 H15 18%→R3 33%】
- 優れた知識と技能を有する現場技術者の育成の結果、林業労働災害が1/2以下に減少【休業4日以上死傷者数 H15 90人→R3 38人】

【森税を活用した今後の取組】

- ・就業相談会やインターンシップの開催による新規事業者の確保
- ・就労条件の改善と労働災害低減に取り組む林業事業者への支援
- ・毎年の雇用に対し、就業者数は横這いであり、定着率の向上
- ・主伐から再造林まで幅広く対応できる担い手の育成

岡山の森林・林業を支える担い手の確保・育成・定着

担い手を確保することで、森林が適正に管理され、洪水や濁水、土砂流出を防ぐ森林の機能が強化される

II 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

2 木材の利用促進

- (1) 公共建築物等への木材利用の促進
- (2) 県産材の需要拡大

取組のポイント

- 森林資源が充実する中、持続的な林業経営を通じた森林の適正な整備を促進するためには、県産材の需要拡大が重要
- 公共施設や住宅への県産材の利用を更に進めるとともに、非住宅建築物への利用を促進
- 県内の木材加工技術を活かした品質・性能に優れた県産ヒノキ製材品等の国内外への販路拡大を促進

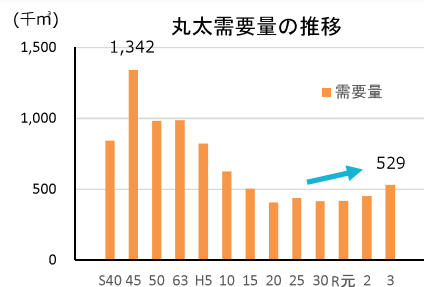
ビジョン数値目標

- ◇ 公共建築物等への木材使用量
- ◇ 木材販路拡大（輸出）

項目	現況(R3)	目標(R12)
公共建築物等木材使用量	1,703m ³ /年	5,000m ³ /年
販路拡大（輸出）	23,000m ³ /年	20,000m ³ /年

現在の木材利用を取り巻く情勢

- ◆木材需要は、近年上昇傾向
- ◆木材の利用は、地球温暖化の防止など森林の多面的機能の発揮、地域経済の活性化に貢献
- ◆公共建築物だけでなく民間建築物も含めた非住宅分野における構造材や内外装での木材利用に加え、木質バイオマスのエネルギー利用等、多様な木材利用の取り組みが拡大
- ◆R3のウッドショックにより輸入材の供給リスクが顕在化



取組への充当額

合計 1,657,877千円

1期 H16~H20
351,158千円

2期 H21~H25
406,724千円

3期 H26~H30
340,260千円

4期 R元~R4
559,733千円

主な取組事例

- 公共建築物等の木造化・木質化、木製品の導入(H16~R4)
1,214件 3,349m³
- CLTの導入促進(H29~R4)
43件
- 販路拡大への取組(H24~R4)
国内外での展示・商談会への出展、販売拠点づくりや新たな製品開発を実施
- 県産森林認証材を使用した新築木造住宅等への補助(R1~R4)
1,089戸



保育園の木造化・木質化、木製品の導入



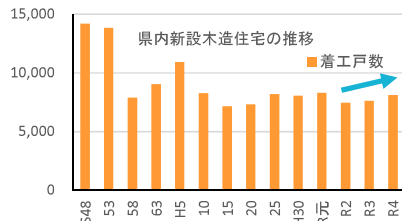
CLTを用いた民間宿泊施設



ソウルでの展示商談会



新築木造住宅への補助



【主な成果】

- 公共施設や住宅等において県産材利用を支援
- CLTの新たな利用を普及促進
- 県産製材品の輸出货量・輸出額が上昇

- ヒノキの丸太生産量日本一
- 県内新設住宅の木造率が51%(H15)から62%(R4)に上昇
- CLTを使用した建築物の施工件数日本一
- 県産ヒノキ製材品等の新たな販路を開拓

【森税を活用した今後の取組】

- ・中大規模建築物や公共建築物、展示効果の高い建築物への県産材（CLT含む。）を利用した木造化・木質化、木製品の導入及び設計等を支援
- ・木造住宅等への県産材利用を促進
- ・海外を含めた県産ヒノキ製材品等の販路拡大・利用促進のための普及啓発活動を支援

木材の利用促進による林業サイクルの循環を実現

林業サイクルが循環することで、森林が適正に管理され、洪水や濁水、土砂流出を防ぐ森林の機能が強化されるとともに、森林の若返りにより、二酸化炭素の吸収量が増加し、地球温暖化防止に寄与する

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

1 県民への情報提供等

取組のポイント

- 森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開
- 広報・情報発信手段の多様化と充実
- 県民税事業実施者が行う現場からの情報発信

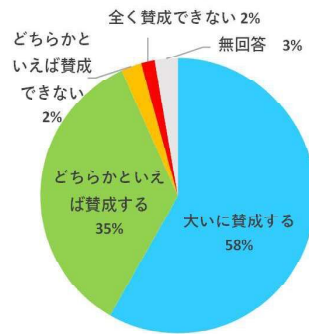
現在の森林・林業に関する県民等の意識を取り巻く情勢

- ◆県民税事業の取組について〔県の調査〕
 - ・「大いに賛成」、「どちらかといえば賛成」が全体の約9割

- ◆森林に期待する役割について〔国の調査〕
 - ・「災害防止」、「地球温暖化防止」、「水資源を蓄える働き」と回答した人の割合が高い。
 - ・住宅用建材等の原材料となる木材を生産する働きへの期待が上昇

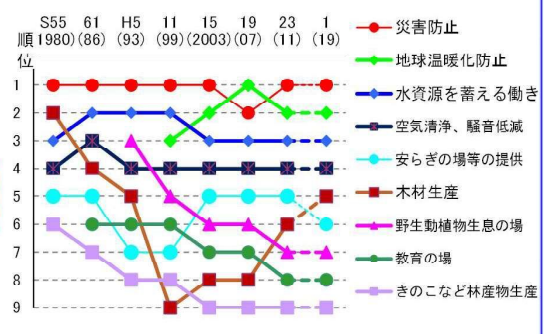
- ◆森林内での様々な体験活動等を通じて、
 - ・森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める「森林環境教育」の取組が進められている。

■森税に係る県民意識調査（回答数：2,961）



資料：県アンケート調査等を基に作成

■森林に期待する役割



資料：林野庁資料を基に作成

取組への充当額

1期 H16～H20
41,042千円

2期 H21～H25
26,169千円

3期 H26～H30
29,776千円

合計 196,576千円

4期 R元～R4
99,590千円

主な取組実績

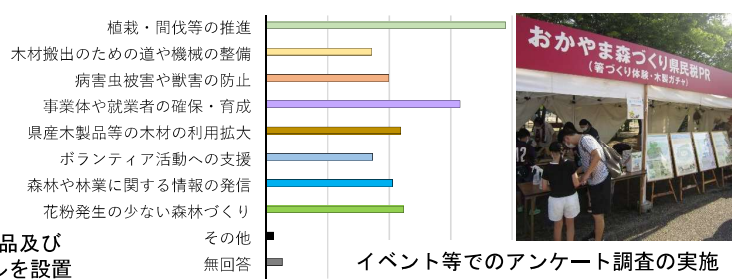


小学校社会科副読本の配布
H26～ 25,000部/年



県内の全高等学校に木製品及び
森林・林業紹介するパネルを設置

■岡山の森林を守り育てるために進めるべき取組（回答数：2,961）



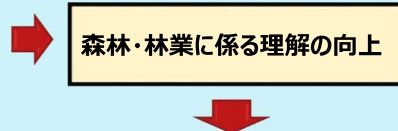
イベント等でのアンケート調査の実施

【主な成果】

- おokayama森づくり県民税について、「大いに賛成する」「どちらかといえば賛成する」との回答が93%で、5年前のアンケート調査結果の89%から4ポイント上昇
- 小学校副読本の作成や森林等のPR動画配信など、親しみやすい周知活動を実施
- 県内の全ての高等学校へ木製テーブル等及び岡山の森林・林業を紹介するパネルを設置
- 県民を対象とした森林に期待する役割に係るアンケート調査について、「災害防止」「地球温暖化防止」「水資源を蓄える働き」に加え、住宅等の原材料となる木材を生産する働きへの期待が高まっている

【森税を活用した今後の取組】

- ・イベントでのPR、ホームページの充実等、多様な広報・情報発信手段を活用した情報発信
- ・森林の働きや、林業の役割をわかりやすく表した教材等の作成
- ・学生等が身近に木と触れあえる空間を創出し、木材の良さや木材利用の意義等を普及



森林を適正に管理する事の大切さを理解することで、県民全体で岡山の森林を守り育てる意識が醸成される

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

2 県民参加による森づくり活動の推進

(1) 県民参加による森づくり活動の一層の推進

(2) 森林・自然を活用した体験学習の促進

取組のポイント

- 自主的なボランティア活動の発展のため、「おかやま森づくりサポートセンター」を拠点とした活動や、企業等との協働の森づくり活動を促進
- 森林・自然を活用した体験学習や山村交流活動を促進

ビジョン数値目標

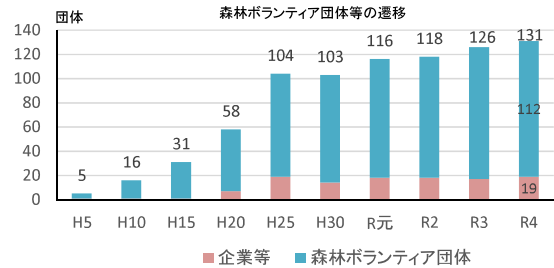
◇ 県民参加による森づくりの推進

項目	現況 (R3)	目標 (R12)
森づくり活動への参加企業	28社	35社

情勢等の変化

- ◆多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進に向け、企業・NPOに対するPR・情報提供や、全国植樹祭等の緑化行事の開催を通じた普及啓発活動を実施
- ◆県内のボランティア団体数は増加傾向にあり、森づくり活動に関する相談は増加している。

新規参画の可能性 → 新たな山村価値の創造



取組への充当額

合計 317,043千円

1期 H16～H20
112,225千円

2期 H21～H25
80,240千円

3期 H26～H30
70,000千円

4期 R元～R4
54,577千円

主な取組実績



企業による森づくり
29企業 (H21～R4)



苗木のホームステイ、スクールステイ
77回 (R2～R4)



小中学生を対象としたエコツアー
17回462名参加 (R元～R4)

【主な成果】

- 自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等が増加 (H15 31団体→R4 131団体)
- みどりの大会の開催や山村交流活動により、森林の重要性の理解を促進
- 全国植樹祭と連携し、森林や身近な緑の大切さについて、多くの方々に周知する「苗木のホームステイ・スクールステイ」を実施
- 県内の小・中学校を対象に森林・林業関係施設を実際に見学体験するエコツアーを実施し、森林・林業・木材産業について理解を深める機会を創出

【森税を活用した今後の取組】

- ・おかやま森づくりサポートセンターを核とした森づくり活動を支援
- ・県内の各種行事・イベント等を通じた県民の緑化意識の醸成
- ・児童・生徒等が森林・林業の現場等を見学や体験する活動を促進

多様な主体による森づくりの推進

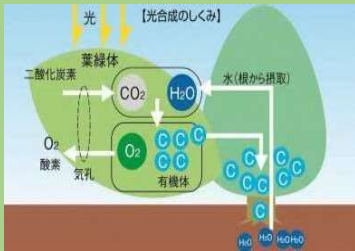
多様な主体が森林整備に主体的に取り組むことで、災害を防ぐ森林の機能が強化される

これまで森づくり県民税により整備された31,677haの森林には、次のような効果が期待されます。

二酸化炭素吸収の効果

約26万7千トンの二酸化炭素を吸収

樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄え生長する。その森林が適切に手入れされていることが、二酸化炭素の吸収量を増加させることに直接つながる。



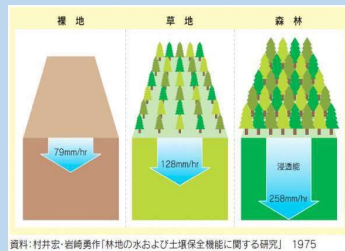
約14億7千万円の効果

26万7千トンの二酸化炭素を火力発電所の排煙処理施設で処理する場合

緑のダム効果

森林による貯水量約1億 m^3

健全な森林の土壌はスポンジのように隙間がたくさんある構造になっている。このため、森林に降った雨はすぐに川に流れ込まずに地中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むことから、豪雨時の洪水を防いでいる。



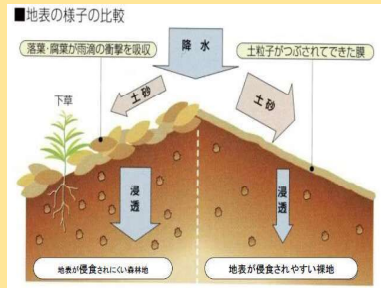
約33億5千万円の効果

1億 m^3 の水を貯水ダムで代替する場合

土砂流出防止の効果

約754万 m^3 の土砂流出を防止

森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の流出や崩壊を防いでいる。



約310億6千万円の効果

下流のダムに堆積した754万 m^3 の土砂を除去する場合

試算方法は、日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13（2001）年11月）に準拠した。

森林環境税及び森林環境譲与税について

○ 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平成31年法律第3号)

1. 森林環境税 [令和6(2024)年度から課税]

納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課する国税
税率	1,000円(年額)
賦課徴収	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
国への払込み	都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み
その他	個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

2. 森林環境譲与税 [令和元(2019)年度から譲与]

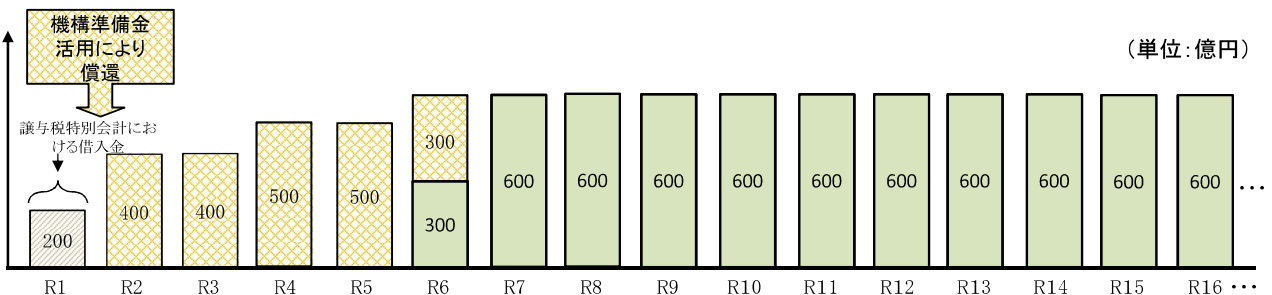
譲与総額	森林環境税の収入額(全額)に相当する額
譲与団体	市町村及び都道府県
譲与基準	【市町村】総額の譲与割合に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正 【都道府県】総額割合に相当する額を市町村と同様の基準で按分
譲与時期	毎年度の9月及び3月
用途の公表	インターネットの利用等の方法により公表
譲与額見直し	R2年度税制改正大綱において譲与額が前倒しで増額 R2・3 (2020・2021) 200億円→400億円 R4・5 (2022・2023) 300億円→500億円 R6 (2024) 300億円→600億円

3. 森林環境譲与税の用途

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条(森林環境譲与税の用途)

(1) 市町村 : ア 森林の整備に関する施策
イ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

(2) 都道府県 : ア 市町村が実施する(1)ア、イに掲げる施策の支援に関する施策
イ 市町村が実施する(1)アに掲げる施策の円滑な実施に資するための(1)アに掲げる施策
ウ (1)イに掲げる施策



都道府県、市町村の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12					90 : 10				
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	...				
全国	市町村分	160	340	340	440	440	540	540	540	540	540	540	540	540	540	→				
	都道府県分	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→				
岡山	市町村分	3.1	6.7	6.7	8.6	8.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	→				
	都道府県分	0.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	→				

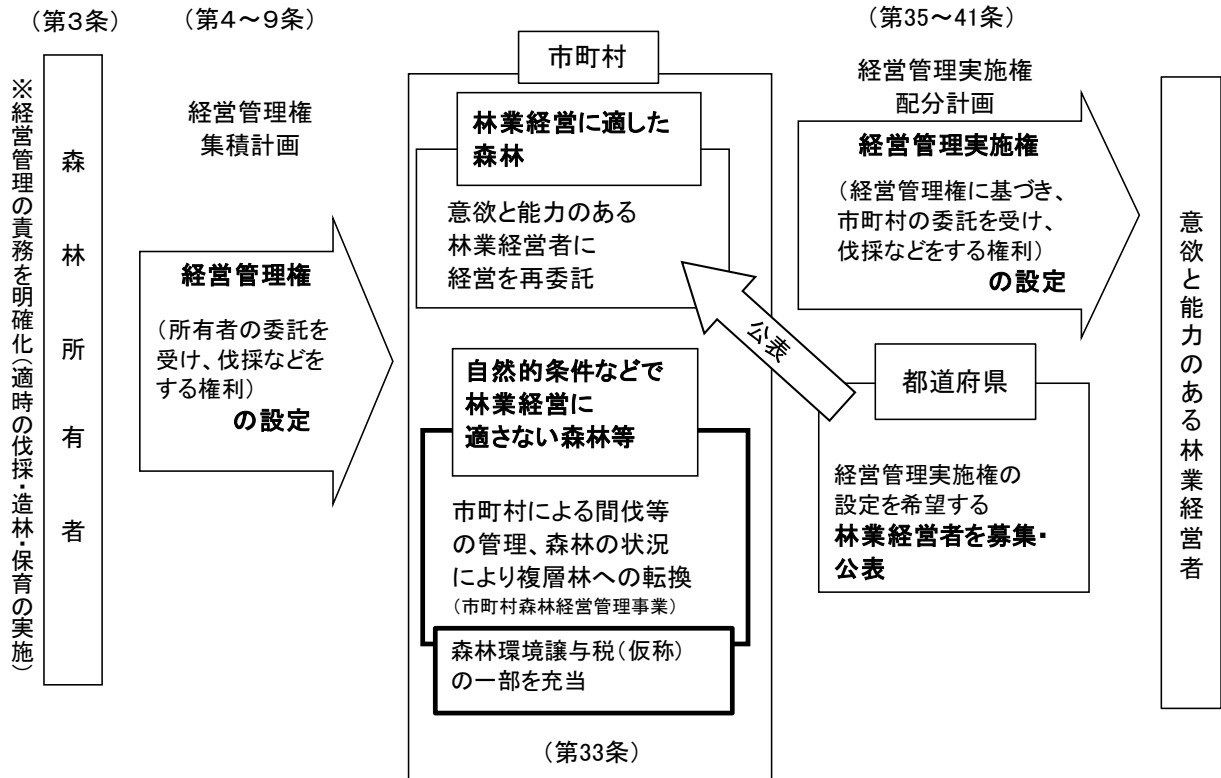
【譲与の基準】

- 市町村分
 - 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分 : 市町村と同じ基準

森林経営管理制度推進の概要

○ 森林経営管理法の概要（平成30年6月1日公布、平成31年4月1日施行）

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が公的管理を実施



○ 森林経営管理制度の実施フロー図



県内市町村の森林環境譲与税の活用実績について

○譲与税活用額の推移

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
譲与額	315	668	675	868	2,526
活用額	106	323	429	779	1,637
活用率	34%	48%	64%	90%	65%

○取組ごとの活用額（令和元～4年度）

(単位：百万円)

項目	金額	
森林経営管理制度の取組	469	
地域の実情に応じた取組	森林整備（間伐・路網整備等）	587
	人材育成・担い手確保	109
	木材利用・普及啓発	472
計	1,637	

※四捨五入により計が合わない

※令和4年度の活用額は見込

森林経営管理制度の取組

○具体的な取組内容（令和元～4年度）

- ・ 航空レーザ計測データを活用した森林情報の収集
- ・ 意向調査対象森林の現地調査の実施
- ・ 意向調査の実施
- ・ 集積計画の作成
- ・ 市町村森林管理事業による森林整備の実施
- ・ 地域林政アドバイザー等の雇用 など

○取組事例（全市町村）

森林所有者により経営管理が行われず手入れの行き届いていない森林を解消するため、岡山県では、全ての市町村が森林経営管理制度に取組んでいる。

意向調査の実施

- ・ 意向調査実施 20市町村（調査面積 29,528ha → うち市町村へ預けたいと回答7,223）
- ・ 準備段階 3市町村（森林資源調査、調査対象森林の選定等実施）
- ・ 対象森林なし 4市町村（森林現況調査実施）

経営管理権集積計画策定

- ・ 4市町村（122.42ha）

経営管理実施権配分計画策定

- ・ 1市町村（6.09ha）

森林施業

- ・ 1市町村（間伐6.09ha）

市町村森林経営管理事業の実施

- ・ 3市町村（植栽 4.56ha、下刈 8.58ha、除伐 0.39ha、間伐 22.03ha、択伐 4.81ha）

地域の実情に応じた取組（森林整備）

○具体的な取組内容（令和元～4年度）

- ・ 間伐、再造林、下刈り等の森林整備への支援
- ・ 林業機械購入支援
- ・ 林道の維持管理
- ・ 里山林管理への支援
- ・ 貯木場の整備
- ・ 市道等インフラ周辺の立木伐採 など

○取組事例（津山市）

津山市では、不在地主や相続未登記森林の増加等により手入れがなされず土砂災害発生の危険性が高まっている森林を整備するとともに、主伐期を迎えている森林の更新を進めるため、令和3年度から森林組合等における間伐、主伐・再造林、作業路網の補修等への支援を実施している。

- ・ 保育間伐等の手遅れ林分における施業を促進するため、国の森林整備事業に対して上乗せ補助を実施
R3実績：保育間伐 1.4ha、除伐 13.7ha、枝打ち 1.4ha
- ・ 保育間伐等の適正な管理に必要なとなる森林作業道の補修に関する経費に対する補助を実施。
R3実績：7路線 7,004m
- ・ 伐期が到来した林分の更新を促進するための皆伐後の再造林、獣害対策、下刈りに関する国の森林整備事業に対して上乗せ補助を実施
R3実績：下刈り 6.29ha



地域の実情に応じた取組（人材育成・担い手確保）

○具体的な取組内容（令和元～4年度）

- ・ 就業相談会や林業体験等の開催
- ・ 就職ガイダンスへの参加
- ・ 新規就業者及び事業体への支援 など

○取組事例（鏡野町）

鏡野町の豊かな森林資源の持続的活用、放置森林の解消に向けた森林整備を推進するため、林業の担い手育成・確保に向けて森林環境譲与税を活用し、林業の新規就業者、林業事業体の経済・技術支援を行っている。

- 1 新規林業就業者への支援
 - ア) 引越支援金 最大20万円（20万円以内実費分 1回限り）
 - イ) 家賃支援金 最大60万円（月額上限5万円以内実費分 就業から12ヶ月間）
 - ウ) 支援一時金 20万円（就業6ヶ月経過後に支給 1回限り）
 - 2 町内認定事業体への支援（上記の新規林業就業者が就職した場合）
 - エ) 雇用確保支援金 最大156万円（月額上限13万円以内 就業から12ヶ月間）
 - オ) 育成指導支援金 最大60万円（新規就業者1人当たり月額定額5万円 12ヶ月間）
- ※イ、ウ、エは他事業での助成がある場合はその差額
オは他事業での助成がある場合はその期間は除く



地域の実情に応じた取組（木材利用）

○具体的な取組内容（令和元～4年度）

- ・公共建築物の木造化・木質化等
- ・学習機の導入
- ・新生児や保育施設への木のおもちゃ配布 など

○取組事例（新見市）

新見市では、幼い頃から暮らしの中に木材製品を取り入れ、木の好きな人を育てる「木育」を推進することにより、市内での木材利用の促進及び木材加工分野の活性化を図っている。

- ・新見市らしい木育推進について意見交換するため、林業関係者や保育・子育て関係者などを集めて木育円卓会議を開催。
- ・誕生祝い品として、1歳6カ月児に地産地消の木のおもちゃを配布
- ・新見産材を活用した木のおもちゃを市内の保育施設に配布するとともに、保育施設の職員を対象とした研修会を開催。
- ・新見産材を活用した保育施設の新築や、公園に木質チップを敷設。
- ・木育推進のための木育イベントの開催。



おokayama森づくり県民税の必要性について

おokayama森づくり県民税（以下「森づくり県民税」という。）は、平成16年に導入されて以来、本県の森林の保全に欠かせない「水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」及び「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」という3つの柱に従い、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、平成12（2000）年度に策定した「岡山21世紀森林・林業ビジョン」で描いた将来（2050年）の岡山県の「森林・林業のあるべき姿」を目指し、中長期的なスパンで様々な事業に取り組んできた。

一方、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和元年度から森林環境譲与税が県及び市町村に譲与され、森林整備及びその促進のための各種施策が行われているところであるが、森林環境譲与税による取組は、市町村による新たな森林管理システムである森林経営管理制度の推進や、それぞれの市町村における地域課題を解決するための独自の取組となっている。

こうしたことから、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、森林保全に関する施策が今後とも必要であり、県民共有の財産である森林の持つ公益的機能の恩恵を将来にわたって全ての県民が享受できるよう、引き続き「伐って、使って、植えて、育てる」林業のサイクルを循環させるための広域的な取組には森づくり県民税が必要であると考え、その必要性について整理した。

1 公益的機能を高める森づくり

（1）健全な人工林の整備

多くの人工林が伐期を迎えている一方で、若齢林が極めて少ないことから、森林による二酸化炭素吸収量や木材の炭素固定による炭素蓄積量を増加させるなど、森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、主伐・再造林を更に促進し、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させる必要がある。あわせて、花粉発生源対策として少花粉苗木による植替えや、シカによる林業被害への対策強化について促進する必要がある。

さらに、伐採と造林の一貫作業や低コスト造林など、新しい施業技術の普及啓発も求められている。

また、施業集約化等が困難な森林における間伐については、これまでの森づくり県民税事業の実施により、国庫補助事業と連携して公益的機能の早期回復に努めてきたところである。しかしながら、依然として、一部では表土の流出が見られるなど公益的機能が低下した森林があり、水源涵養機能や土砂の流出防止などの公益的機能を持続的に発揮させるため、継続的な間伐等の実施が必要である。

（2）多様な森づくりと快適な森林環境の創出

これまで、松くい虫被害地などの里山林等においては、自然力を活かして広葉樹林等へ再生し、被害の低減や安全で快適な森林環境の確保に努めてきた。

松くい虫被害は年々減少する一方で、近年、ナラ枯れ被害は拡大傾向にあり、現状の対策では被害地域の拡大が懸念されるため、森林病虫害への広域的な防除対策が必要である。

また、県民の安全・安心を確保するため、集落周辺の荒廃里山林の整備等に対して、引き続き支援していく必要がある。

2 担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進

(1) 力強い担い手の確保・育成・定着

若者の林業への就業促進や職場内研修等の取組の結果、県民税創設前と比較して若い担い手の割合が増加した。

一方で、毎年度20～30名程度の新規就業者が確保されているが、定着が進まない状況にあり、県内の林業事業体の就業者数はここ数年横這い傾向である。

また、再造林の担い手となる育林従事者については減少が続いており、林業のサイクルを循環させるためには、伐採から造林までの一貫作業等の新たな取組に対応できる幅広い年代の新たな担い手を確保するとともに、既就業者等の専門技術向上のため、研修環境の充実を図る必要がある。さらに、林業就業者の定着を図るため、不安定な就労条件の改善と労働災害低減のための環境整備に取り組む林業事業体への支援が必要である。

(2) 木材の利用促進

これまで、多くの県民が利用する公共施設等の木造化・木質化等を積極的に推進するとともに、県産ヒノキの販路開拓を支援してきた。

また、平成29（2017）年4月1日に施行された岡山県県産材利用促進条例に基づき、県では平成29（2017）年5月に岡山県県産材利用促進指針を策定し、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進しており、公共建築物をはじめ、民間建築物へも幅広く県産材の利用促進を図っている。

令和3年に発生した木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）により輸入材の供給リスクが顕在化したことを踏まえ、今後、国産材への転換により海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造を構築し、林業のサイクルを循環させるためには県産材の需要拡大が重要であることから、住宅や公共建築物はもとより、民間非住宅など建築物一般の木造化・木質化等の支援を行うとともに、県内外への新たな販路開拓等を継続していく必要がある。

3 各種情報の提供と森づくり活動の推進

(1) 県民への情報提供

小学校社会科副読本の配付、動画共有サービスを活用したPRなどにより、森林・林業の大切さに重点を置いた広く親しみやすい情報を発信してきた。

県民全体で森林を守り育てるという意識を醸成するため、引き続き森づくり県民税の仕組みや使途事業の内容等について、児童・生徒・都市住民等の理解を促進していくことが重要である。

(2) 森づくり活動の推進

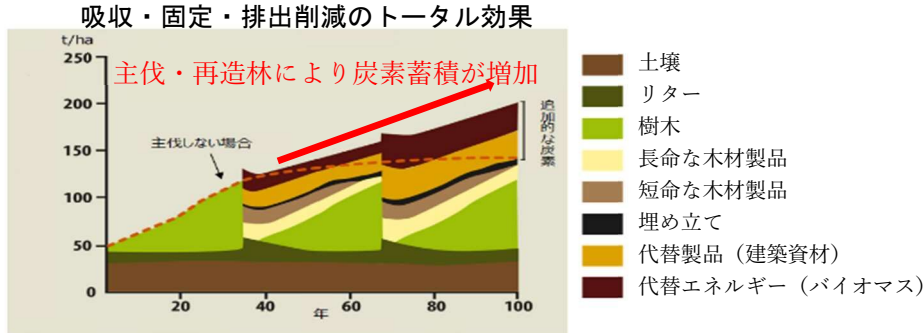
自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等の活動を支援するとともに、みどりの大会の開催や都市と山村との交流活動を促進してきた。

県民・企業等が森づくり活動に新規参画できるよう環境を整備するなど、県民の森づくりに対する意識向上のための一層の取組が必要である。

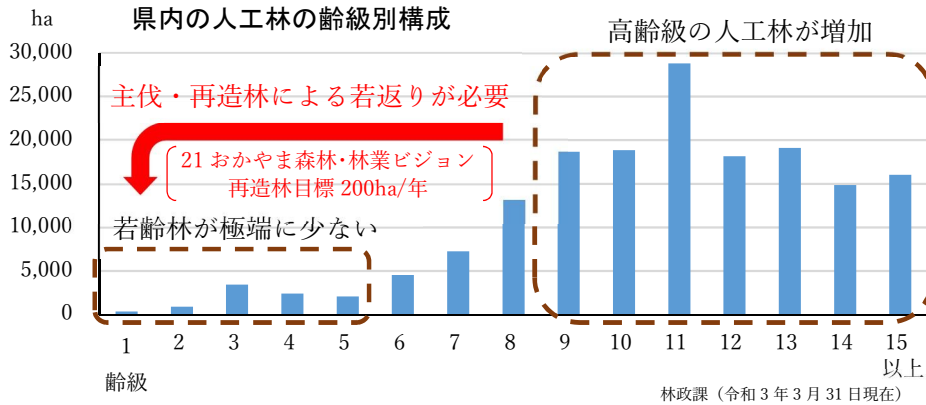
1 公益的機能を高める森づくり

(1) 森林の循環利用と健全な人工林の整備

森林資源の循環利用のサイクルが持続的に行われることにより、森林生態系における炭素蓄積に加え、伐採された木材を利用することによる炭素固定等により、炭素の吸収・貯蔵量は増加し続ける。岡山県では高齢級の人工林が増加しており、炭素蓄積量の増加が緩やかとなっているため、主伐・再造林による若返りが必要だが、木材価格の低迷により、伐採跡地への植栽・保育の経費が捻出できず、再造林が進んでいない。また、シカの分布拡大に伴い再造林時における獣害対策の負担が増加している。このため、主伐・再造林の促進のための施策が必要。



林野庁「第1回森林小委員会意見を踏まえた今後の検討方向について」(Jクレジット制度運営委員会・第2回小委員会(令和4年5月)資料2)

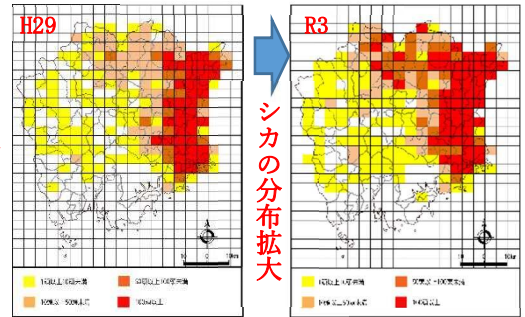


林業経営の収支(事業地1ha当たりの試算)



林野庁「森林経営方法論等の見直しに向けた論点」(Jクレジット制度運営委員会第1回小委員会(令和4年4月)資料4)

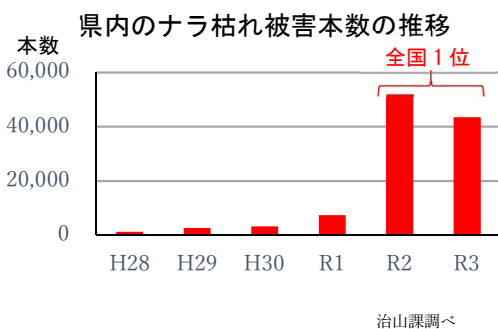
シカの捕獲頭数



広域的な対策が必要 鳥獣害対策室調べ

(2) 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

ナラ枯れは、平成21年度に県北部で初めて確認されて以来、増加傾向であり、令和3年度には県南部にまで被害が拡大している。被害地域のさらなる拡大が懸念されるため、広域的な対策が必要。



R元～3年度被害発生区域



被害区域が県南部まで拡大

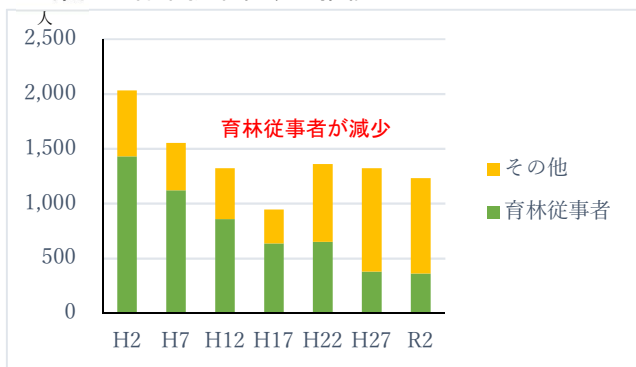
2 担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進

(1) 力強い担い手の確保・育成・定着

再造林の担い手となる育林従事者については減少が続いており、主伐から再造林まで幅広く対応できる担い手の育成と定着が必要。

林業の労働災害発生率は他産業に比べて高いため、引き続き林業経営体に対する安全巡回指導や、林業従事者に対する各種の研修等を実施する必要がある。

県内の林業就業者数の推移



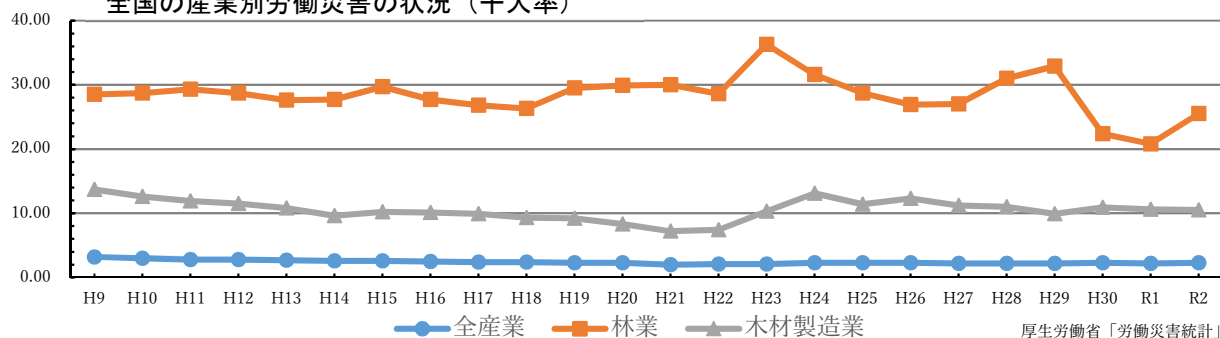
総務省「国勢調査」

県内の認定事業者の新規就業者の定着率



林政課 (令和4年3月31日現在)

全国の産業別労働災害の状況 (千人率)



厚生労働省「労働災害統計」

(2) 木材の利用促進

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、森林の持つ公益的機能を高めるためには、引き続き県産材の需要拡大が必要。



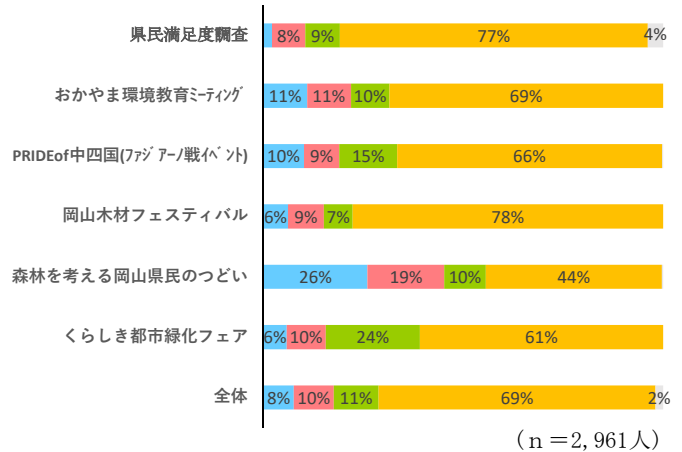
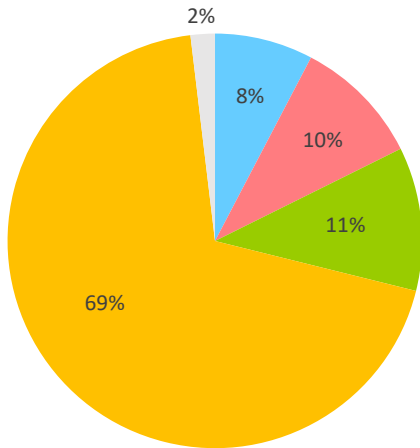
3. 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

(1) おかやま森づくり県民税に関するアンケート結果

県が実施したアンケートの結果、森づくり県民税を活用した施策については、「大いに賛成する」と「どちらかといえば賛成する」が全体の約9割を占めたが、森づくり県民税の認知度は約3割と低かった。森林・林業の現状や役割等について、税の仕組みとともに県民の理解が進むよう、引き続き普及啓発が必要。

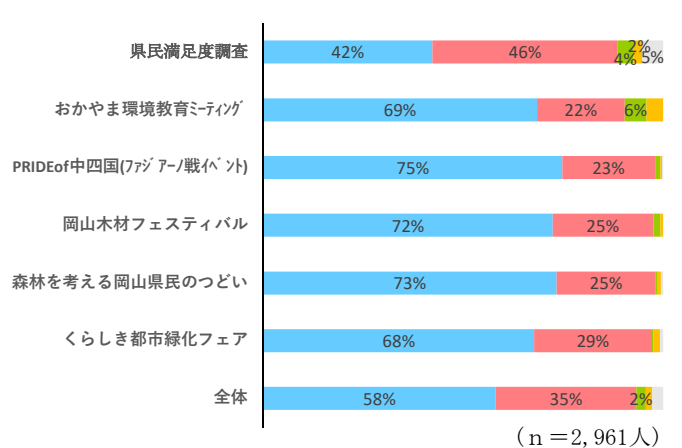
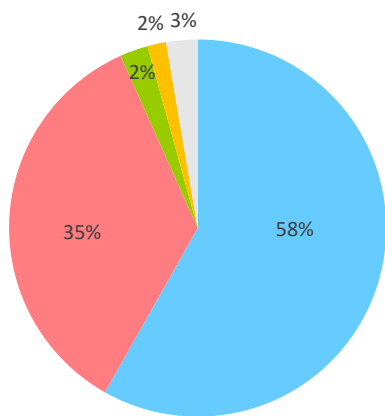
■森づくり県民税を知っていたか

- 名称、税額、内容までよく知っている
- 名称や税額は知っているが、詳しい内容までは知らない
- 名称は知っているが、税額などは知らない
- 知らなかった
- 無回答



■森づくり県民税を活用した施策をどう思うか

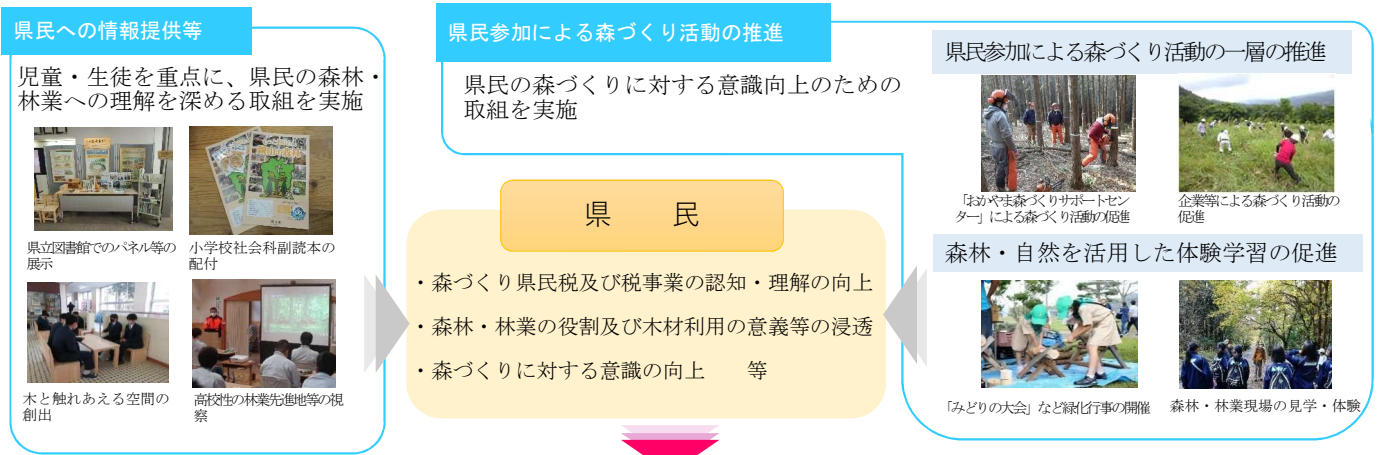
- 大いに賛成する
- どちらかといえば賛成する
- どちらかといえば賛成できない
- 全く賛成できない
- 無回答



資料：県アンケート結果を基に作成

(2) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進の概要図

県民全体で岡山の森林を守り育てるという機運の醸成を図るため、引き続き、森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進が必要。



県民全体で岡山の森林を守り育てるという機運の醸成

森林をより良い姿で次世代に継承

森林の公益的機能の持続的な発揮

将来を担う世代の意識向上

おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理について

平成 30(2018)年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

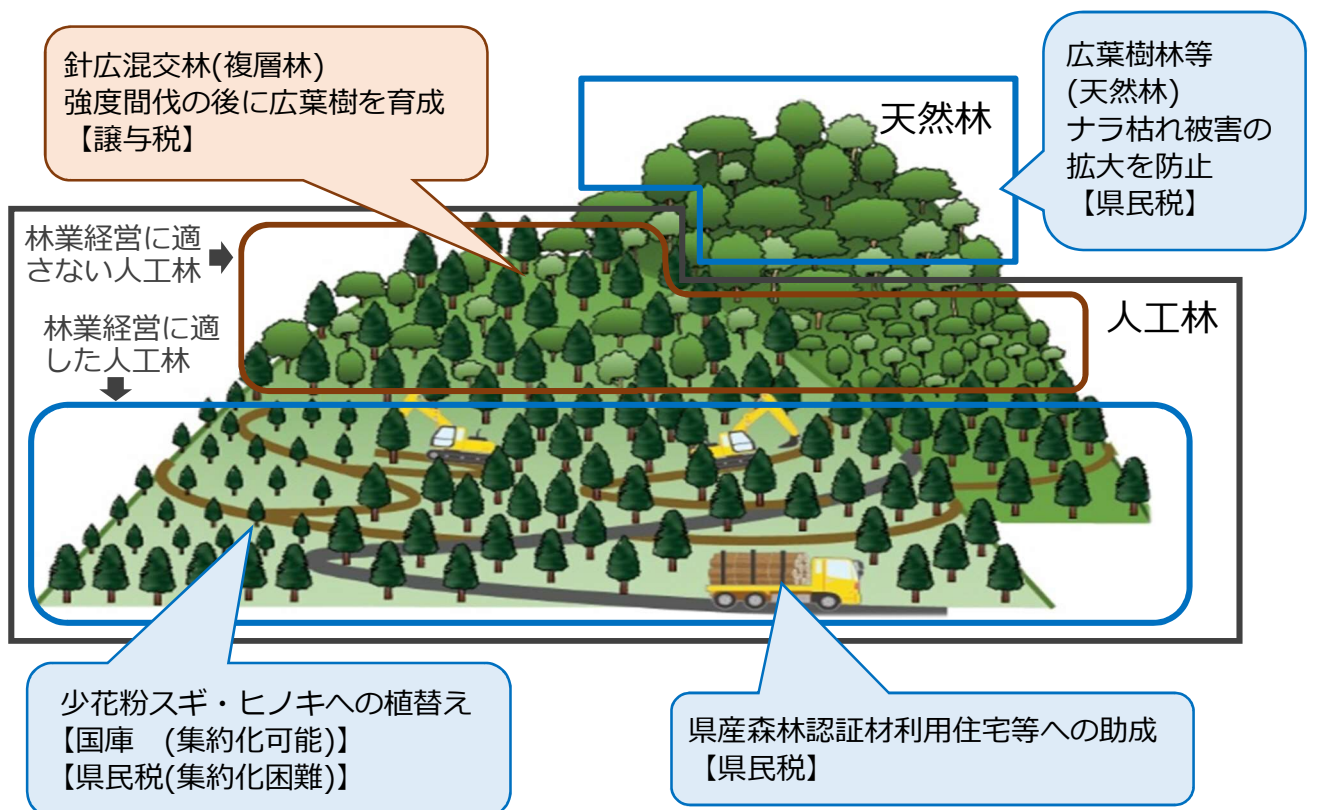
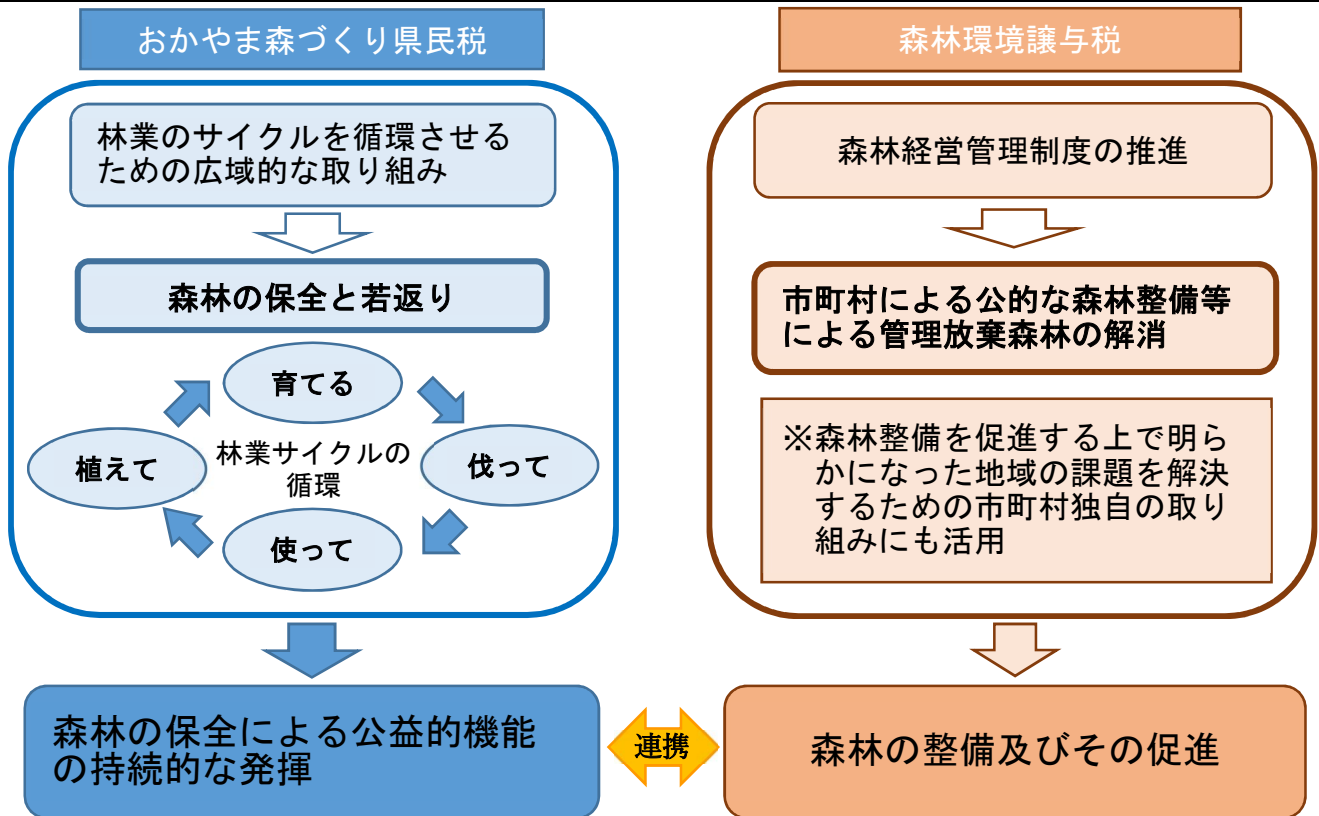
森林環境譲与税の創設を受け、平成 31(2019)年度から 5 年間、森づくり県民税の使途について、県と市町村との役割分担を行い、各市町村における森林環境譲与税を活用した取組への重複支援は行わないなどの区分を行った上で、事業を実施している。

令和 6(2024)年度から森林環境税の課税が開始されるに当たり、再度使途の整理を行うこととする。

区 分	おかやま森づくり県民税	森林環境譲与税
趣 旨	県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図ることとする。	森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとする。
使途の考え方	県民共有の財産である森林の持つ公益的機能の恩恵を将来にわたって享受できるよう、「伐って、使って、植えて、育てる」という林業のサイクルを循環させるための広域的な取組に活用する。	市町村による新たな森林管理システムである森林経営管理制度の推進や、それぞれの市町村における課題解決のための取組に活用する。
使 途	[県] 広域的な取組への支援 ・森林の持つ公益的機能を高める森づくり ・担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進 ・森林・林業情報の提供と森づくり活動の推進	[市町村] 森林経営管理制度の取組 (管理放棄された人工林の適正な管理) 地域の実情に応じた取組 ・地域の課題に対応した里山林整備 ・地域における担い手の確保・育成 ・地域材の利用促進 等 [県] 森林経営管理制度に取り組む市町村の支援

おかやま森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理について

- おかやま森づくり県民税は、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環による若返りの促進など森林の保全に係る広域的な取り組みに活用。
- 森林環境譲与税は、森林経営管理制度による公的な森林整備のほか、森林整備を促進する上で明らかになった地域の課題を解決するための市町村独自の取り組みに活用。



岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

- 2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。
- 3 委員の定数は、8名以内とする。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この設置要綱は、令和4年2月22日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

岡山県税制懇話会委員

氏名	役職	備考
岡 ^オ 本 ^カ 輝 ^{モト} 代 ^キ 志 ^ヨ	岡山商科大学名誉教授	会長
石 ^イ 井 ^シ 清 ^キ 裕 ^{ヒロ}	前岡山商工会議所副会頭	副会長
岡 ^オ 本 ^カ 章 ^{モト} ^{アキラ}	岡山大学学術研究院社会文化科学学域(経済)教授	
越 ^{コシ} 磨 ^マ 潔 ^{キヨシ}	岡山経済同友会環境・エネルギー委員会委員長	
千 ^チ 葉 ^ハ 喬 ^{キョウ} 三 ^{ソウ}	岡山県森林審議会委員	
内 ^{ナイ} 藤 ^{トウ} は ^ハ ま ^マ 子 ^コ	岡山県環境審議会廃棄物対策部会 委員	
平 ^{ヒラ} 島 ^{シマ} 千 ^チ 江 ^エ 子 ^コ	岡山県消費生活問題研究協議会副会長	
藤 ^{フジ} 原 ^{ワラ} 裕 ^ユ 里 ^リ 子 ^コ	税理士	

(会長及び副会長以外の委員は五十音順、敬称略)

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成十五年十二月十九日

岡山県条例第六十一号

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号。次条及び第三条において「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十六年度から平成二十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

2 平成二十六年から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条及び附則第二十四条第六項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に五百円を加算した額とする。

(平二〇条例三九・平二五条例六六・平三〇条例六四・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)を開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例三九・平二二条例三八・平二五条例六六・平三〇条例六四・令二条例四四・一部改正)

(使途)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金(岡山県おかやま森づくり県民基金条例(平成十二年岡山県条例第五十二号)に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)

2 岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

(特例)

- 3 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第一項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に二百円」とする。

(平一六条例三六・追加、平一七条例四八・一部改正)

- 4 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第二項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

- 5 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

附 則(平成一六年条例第三六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第四八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中附則第十一条の二の改正規定、附則第十一条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条の二の二、附則第十一条の二の三、附則第十一条の三、附則第二十三条及び附則第二十四条の改正規定、第二条の規定並びに附則第二項及び第三項の規定 平成十八年一月一日

附 則(平成二〇年条例第三九号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第六六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第六四号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第四四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成十二年三月二十一日

岡山県条例第五十二号

岡山県おかやま森づくり県民基金条例をここに公布する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

(設置及び目的)

第一条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平一五条例六一・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 三 前二号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定める額

(平一五条例六一・一部改正)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第六一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

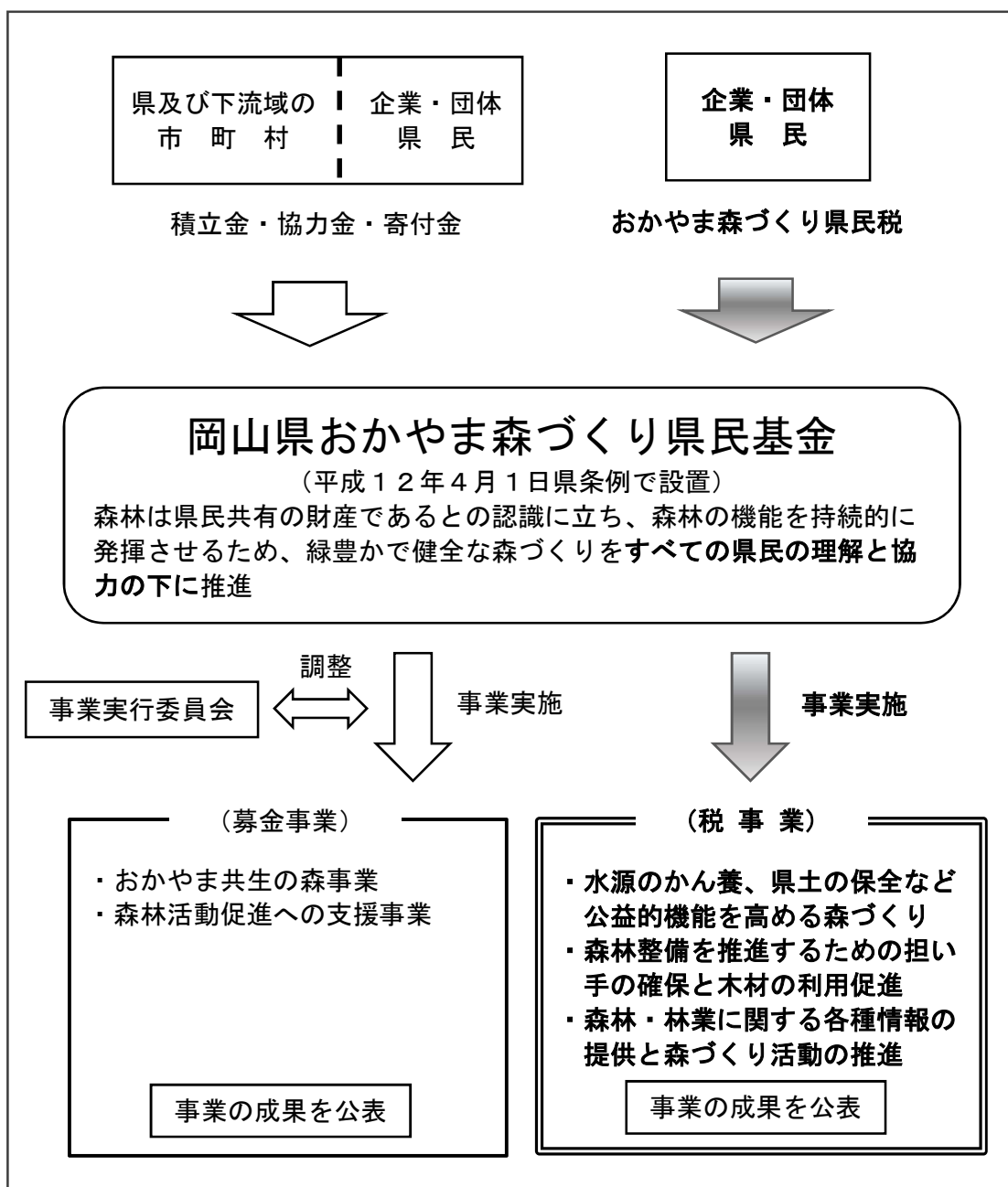
おかやま森づくり県民基金の概要

1 概 要

おかやま森づくり県民基金は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するために設置（条例第1条）されたものであり、この目的のためなされた寄附金、森づくり県民税から徴収に要する費用を控除して得た額及び運用益について積み立てすることとされている。（条例第2条、第4条）

また、基金は、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるものである。（条例第5条）

2 仕組み



森林整備にかかる都道府県の独自課税

県名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	課税仕組み			R3税収額 (見込額) (億円)
				方式	個人	法人	
高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	県民税均等割 超過課税	500円/年	500円/年	1.7
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.9
鳥取県	豊かな森づくり協働税 (~R5.3森林環境保全税)	H17.4	H16.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	1.8
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.0
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.0
愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	5.5
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.1
鹿児島県	みんなの森づくり県民税 (~R2.3森林環境税)	H17.4	H16.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.5
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	7.2
福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	11.2
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	400円/年	均等割額の5%増	9.6
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の11%増	7.0
兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の10%増	25.4
奈良県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.8
大分県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.2
宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.1
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	6.6
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人 県民税の超過課税措置	H19.4	H17.10	県民税均等割 ・所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし	42.0
富山県	水の緑の森づくり税	H19.4	H18.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5~12.5%増	3.8
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	8.7
長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.9
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の8%増	4.5
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	17.4
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.7
長野県	長野森林づくり県民税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	6.9
福岡県	森林環境税	H20.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	14.8
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.5
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	23.4
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	県民税均等割 超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増	17.0
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.8
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	12.6
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.7
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	11.3
大阪府	森林環境税	H28.4	H27.11	県民税均等割 超過課税	300円/年	なし	11.0
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	県民税均等割 超過課税	600円/年	なし	7.5

※各県から聞き取りにより林野庁が作成した資料を基に税務課で作成。

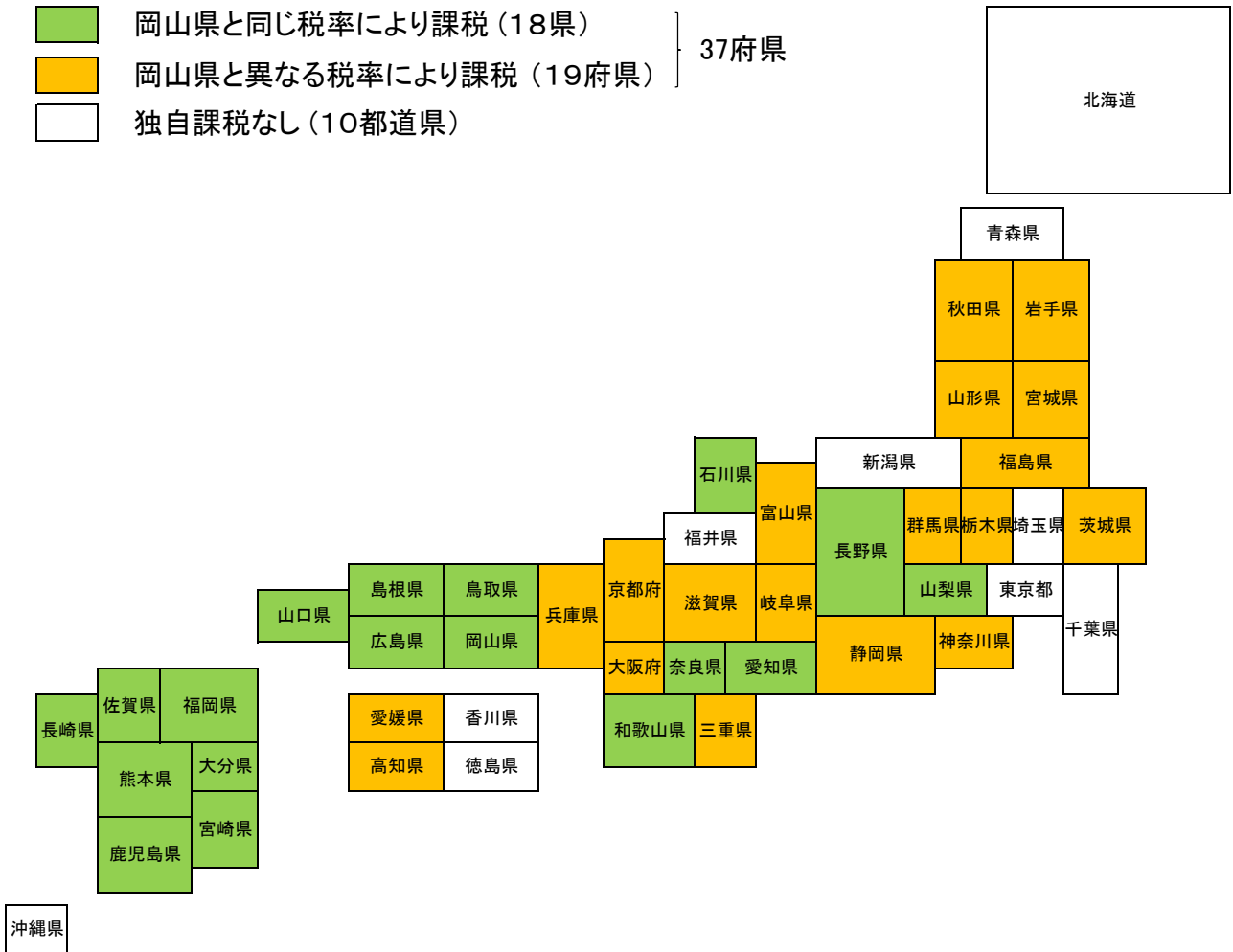
府県の税収額合計 321.5億円

※神奈川県、大阪府、京都府は、法人への上乗せはなし。高知県は、法人に対しては一律500円の上乗せ課税。富山県は、法人に対して、資本金額に応じ5~10%増。

※埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置。

森林整備にかかる都道府県の独自課税

- 岡山県と同じ税率により課税（18県）
 - 岡山県と異なる税率により課税（19府県）
 - 独自課税なし（10都道県）
- } 37府県



他府県の森林整備等を目的とした超過課税の動向について

1 他府県の超過課税の導入状況

森林整備を支援するために独自の課税制度を導入している都道府県は、令和5年4月1日現在で37府県となっており、本県と同様に県民税均等割の超過課税方式をとっている。

多くの府県が5年間の措置としているが、森林環境譲与税導入後も、超過課税、森林環境税の使途の考え方を整理した上で、期限到来時に延長を行っており、R元年度からR4年度までに33府県が見直しを行っているが、いずれも税率、納税義務者を変更することなく延長している。

2 令和4年度に見直しを行った府県の状況

団体名	税の名称	導入時期	期数	期間	税額・税率 納税義務者	譲与税 の使途 の制限
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	4期	令和5～9年度	変更なし	なし
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	2期	平成30～令和9年度 (R4中間見直し)	変更なし	なし
長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	4期	令和5～9年度	変更なし	なし
鳥取県	豊かな森づくり協働税	H17.4	5期	令和5～9年度	変更なし	なし
高知県	森林環境税	H15.4	5期	令和5～9年度	変更なし	なし
福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	4期	令和5～9年度	変更なし	なし
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	4期	令和5～9年度	変更なし	なし

令和元～4年度「おかやま森づくり県民税」事業実績

1 水源の涵(かん)養、県土保全などの森林の持つ公益的機能をも高める森づくり

(金額単位:千円)

	事業名	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	R 4 実績	4カ年計	備考
健全な人工林の整備	おかやま元気な森づくり推進事業	143,154	133,842	126,927	131,507	535,431	
	造林補助事業(間伐促進等)	50,497	53,733	59,424	59,500	223,154	
	少花粉対策・ヒキ普及加速化事業	19,311	37,659	41,939	55,593	154,501	
	鳥獣害対策事業	19,959	20,211	19,460	20,189	79,819	
	小計	232,921	245,445	247,749	266,789	992,905	
多様な森づくり等	快適森林環境創出事業	52,899	48,753	43,146	35,291	180,089	
	ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業	24,503	30,715	31,733	30,030	116,981	
	集落周辺の荒廃森林調査事業	21,879	25,070	26,820	26,499	100,268	
	市町村提案型森づくり事業	23,048	22,512	24,380	24,981	94,920	
	小計	122,330	127,050	126,079	116,800	492,258	
計	355,251	372,495	373,828	383,589	1,485,163		

2 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

	事業名	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	R 4 実績	4カ年計	備考
担い手育成	おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業	23,238	26,134	35,152	35,907	120,431	
	小計	23,238	26,134	35,152	35,907	120,431	
木材の利用促進	県産ヒノキ販路開拓支援事業	3,627	1,907	4,040	4,708	14,281	
	木造住宅等普及促進事業	46,049	60,582	73,300	77,600	257,531	
	県産材需要拡大総合対策事業	61,281	59,615	47,358	70,811	239,065	
	森林認証・認証材普及促進事業	2,372	1,639	1,248	3,041	8,301	
	東京2020五輪大会おかやま県産材活用事業	13,705		3,196	14,127	31,028	
	グリーンハイ・プロジェクト推進事業	4,186	5,341			9,527	
小計	131,220	129,084	129,142	170,287	559,733		
計	154,458	155,218	164,294	206,194	680,164		

3 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

	事業名	R 1 実績	R 2 実績	R 3 実績	R 4 実績	4カ年計	備考
情報発信	森のなるほど情報発信事業	6,867	5,207	5,207	5,477	22,759	
	「森林の担い手」育成事業	1,388	1,541	1,780	1,793	6,502	
	「木のぬくもり実感」事業	625	773	662	768	2,827	
	木の潤い環境整備事業	16,472	15,978	17,121	16,942	66,513	
	小・中学生の学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ」充実事業				989	989	
	小計	25,352	23,499	24,769	25,969	99,590	
県民の森づくり	県民が育て楽しむ森づくり推進事業	7,251	8,118	7,409	7,842	30,620	
	みどりの大会開催事業	3,945	3,951	245	3,945	12,086	
	みどりの少年隊交流集会				246	246	
	緑化運動ホースター等コンクール	747	747	759	768	3,021	
	環境学習エコツアー事業	756	623	823	1,089	3,290	
	全国植樹祭開催準備事業		488	2,065	2,760	5,313	
小計	12,699	13,927	11,302	16,650	54,577		
計	38,051	37,426	36,071	42,619	154,167		

合計	547,760	565,139	574,193	632,402	2,319,494	
----	---------	---------	---------	---------	-----------	--

※四捨五入により計が合わない場合がある

2 事業量等

(1) 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

事業名(充当額)	実施内容	事業量
おかやま元気な森づくり推進事業 (535,431 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 ・森づくり作業道の整備等 ・スギ間伐材の搬出促進 ・針広混交林など多様な森づくりの推進 	1,119ha 542,210m 1,251ha 519ha
造林補助事業(間伐促進等) (223,154 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・造林補助事業への県民税充当(切捨間伐) 	1,539ha
少花粉スギ・ヒノキ普及加速化事業 (154,501 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・少花粉スギ・ヒノキ苗木の安定供給体制の整備等 	
鳥獣害対策事業 (79,819 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別シカ捕獲現地指導 ・シカ被害対策に係る捕獲従事者の育成 ・有害獣許可捕獲促進 	10 地域 19 回 13,213 頭
快適森林環境創出事業 (180,089 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃した里山林等の再生 ・松くい虫被害林の整備(樹種転換・過年度被害木除去) ・広葉樹利用促進(大径広葉樹利用促進,林地残材利用促進) 	51ha 375ha 12 事業体
ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業 (116,981 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹保全再生(樹幹注入,誘因捕殺,伐倒駆除) 	713 本、531 基、 3,212 m ²
集落周辺の荒廃森林調査事業 (100,268 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等を調査 	
市町村提案型森づくり事業 (94,920 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の提案による森林保全の取組支援 	延 59 市町村
計 1,485,163 千円		

(2) 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

事業名(充当額)	実施内容	事業量
おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業 (120,431 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生等への林業就業体験支援 ・専門的知識・技術等を有した人材育成 ・新規就業者の職場内研修への支援 ・安全装備、器具等の導入支援 ・市町村による担い手確保の推進 	103 人 98 人 55 人 1,557 件 延 10 市町村
県産ヒノキ販路開拓支援事業 (14,281 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・木材関係団体の県産材製品販路開拓を支援 	延 6 団体
木造住宅等普及促進事業 (257,531 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンの構築 ・おかやまの木で家づくり支援 ・県産材サポーターの養成 	36 件 1,089 戸 216 人
県産材需要拡大総合対策事業 (239,065 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の木造化、CLT利用等への支援 ・中大規模木造建築物等の整備への支援 ・展示会等の県産材PRへの支援 	252 件 1 件 12 団体
森林認証・認証材普及促進事業 (8,301 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林認証等の取得促進 	51 団体
東京 2020 五輪大会おかやま県産材活用事業 (31,028 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・選手村ビレッジプラザへの県産材活用・後利用 	1 式
グリーンバィオプロジェクト推進事業 (9,527 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・木質系バィオマスの利活用技術の開発等を支援 	9 件
計 680,164 千円		

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

事業名 (充当額)	実施内容	事業量
森のなるほど情報発信事業 (22,759 千円)	・学校等で使用する副読本の作成 ・普及啓発マグネットの作成 ・都市と山村との交流促進	100,000 部 60,000 個 11 団体
「森林の担い手」育成事業 (6,502 千円)	・県立農業関係高校の生徒による林業大学 校等の視察等	60 回
「木のぬくもり実感」事業 (2,827 千円)	・高校生による県産森林認証材を活用した 木工教室等	21 校
木の潤い環境整備事業 (66,513 千円)	・県立学校への木製品の導入	74 校
県民が育て楽しむ森づくり推進事 業 (30,620 千円)	・おかやま森づくりポータルセンターの活動支援、 企業等の森づくり支援・CO2 森林吸収評 価の認証	4 団体
みどりふれあい事業 (15,353 千円)	・みどりの大会の開催 ・緑化運動ポスター等コンクール開催	3 回(延 900 人) 4 回
環境学習エコツアー事業 (3,290 千円)	・森林・林業学習ツアーの開催	17 回
全国植樹祭開催準備事業 (5,313 千円)	・全国植樹祭に向けた苗木の育成体験の実 施	75 団体
小中学校の学びのコンテンツサイ ト充実事業 (989 千円)	・森林・林業の役割等への理解を深める教 育用動画の作成	4 本
計 154,167 千円		
合計 2,319,494 千円		

※四捨五入により計が合わない場合がある

令和5年度「おかやま森づくり県民税」事業計画

1 水源の涵(かん)養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (金額単位:千円)

	事業名	充当額	実施内容	備考
健全な人工林の整備	おかやま元気な森づくり推進事業	156,007	国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 森づくり作業道の整備等 スギ間伐材の搬出促進 針広混交林など多様な森づくりの推進 伐採・再生林の低コスト化や連携促進	200ha 195,000m 120ha 237ha
	造林補助事業(間伐促進等)	43,000	造林補助事業への県民税充当(切捨間伐等)	2,467ha
	優良種苗確保事業	66,880	少花粉苗木の安定供給体制の整備と植替えの促進	
	路網設計ソフト整備事業	1,350		
	鳥獣害対策事業	19,721	DXを活用した効果的なシカ捕獲技術の確立 有害獣許可捕獲促進	4,181頭
	小計	286,958		
多様な森づくり等	快適森林環境創出事業	37,565	荒廃した里山林等の再生 松くい虫被害林の整備(過年度被害木の除去) 広葉樹利用促進(大径広葉樹利用促進,林地残材利用促進)	8.7ha 68ha 2事業体
	ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業	38,240	誘引捕殺,伐倒くん蒸等	180基,1200m ³
	集落周辺の荒廃森林調査事業	27,445	集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等を調査	
	市町村提案型森づくり事業	27,000	市町村の提案による森林保全の取組を支援	15市町村
	小計	130,250		
計	417,208			

2 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

	事業名	充当額	実施内容	備考
担い手育成	おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業	38,348	高校生等への林業就業体験支援 専門的知識・技術等を有した人材育成 安全装備、器具等の導入支援 市町村による担い手確保の推進	45人 59人 380件 2町村
	小計	38,348		
木材の利用促進	県産ヒノキ販路開拓支援事業	6,141	県産材製材品の海外販路や国内マーケット開拓を支援	2団体
	木造住宅等普及促進事業	120,440	木材及び住宅関係者が連携したサプライチェーンの構築 おかやまの木で家づくり支援 県産材サポーターの養成	12件 500戸(件) 67人
	県産材需要拡大総合対策事業	94,746	展示効果の高い建築物等の木造化、CLT利用等への支援 展示会等の県産材PRへの支援	49件 4団体
	森林認証・認証材普及促進事業	3,330	森林認証等の取得促進	15団体
小計	224,657			
計	263,005			

3 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

	事業名	充当額	実施内容	備考
情報発信	森のなるほど情報発信事業	8,420	学校等で使用する副読本の作成 普及啓発マグネットの作成 都市と山村との交流促進	20,000部 20,000個 6団体
	「森林の担い手」育成事業	1,808	県立農業関係高校の生徒による林業大学校等の視察	8回
	「木のぬくもり実感」事業	781	高校生による県産森林認証材を活用した木工教室等	5校
	木の潤い環境整備事業	18,230	県立学校への木製品の導入	16校
小計	29,239			
県民の森づくり	県民参加の森づくりサポート事業	7,745	森づくり活動をサポートする総合窓口の運営	
	企業との協働の森づくり事業	1,893	企業等の森づくり支援・CO2森林吸収評価の認証	
	みどりふれあい事業	5,421	みどりの大会の開催 みどりの少年隊交流集会の開催 緑化運動ポスター等コンクールの開催	1回 1回 1回
	環境学習エコツアー事業	1,137	森林・林業学習ツアーの開催	5回
	全国植樹祭開催準備事業	6,000	CLTゲートの制作	
	小計	22,196		
計	51,435			

合計	731,648		
----	---------	--	--